

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事
工事地名	埼玉県北葛飾郡杉戸町椿地先 他1箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 5月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026年 7月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 7月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	218日間 自 令和 8年 7月24日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	浦和地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 4 号	2 2) 処 分 費 等	5,446,080
		2 3) 公 告 日	令和 8年 5月25日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路修繕 （杉戸町椿地区）			式	1		76,632,932			
道路土工			式	1		6,837,400			
掘削工			式	1		6,837,400			
掘削		土砂 オープンカット 押土無 障害無 1,000m3	m3	1,000	391.1	391,100			単-1号
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	1,000	6,310	6,310,000			単-2号
整地		残土受入れ地での処理	m3	1,000	136.3	136,300			単-3号
地盤改良工			式	1		2,684,000			
路床安定処理工			式	1		2,684,000			
路床安定処理		固化剤添加量 2.88t/ 100m2 t=60	m2	1,220	2,200	2,684,000			単-4号
舗装工			式	1		42,469,012			
切回し道路工			式	1		12,952,252			
不陸整正		補足材無し	m2	1,220	186.6	227,652			単-5号

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
上層路盤		再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	1,220	1,366	1,666,520			単-6号
上層路盤		再生安定処理路盤材 仕上り厚 100mm	m2	1,220	3,803	4,639,660			単-7号
基層		改質As 粗粒II型(20)D S5000 舗装厚 50mm 平均幅員3.5m	m2	1,220	2,618	3,193,960			単-8号
表層		改質As 密粒II型(20)D S3000 舗装厚 50mm 平均幅員3.5m	m2	1,220	2,643	3,224,460			単-9号
コンクリート舗装工			式	1		29,516,760			
不陸整正		補足材無し	m2	2,120	186.6	395,592			単-10号
上層路盤		再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	2,120	680.4	1,442,448			単-11号
中間層		再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 幅員9.25m	m2	2,120	1,816	3,849,920			単-12号
連続鉄筋コンクリート舗装		曲げ4.5-6.5-20（高炉） 舗装厚 250mm	m2	2,120	11,240	23,828,800			単-13号
防護柵工			式	1		11,491,200			
路側防護柵工			式	1		11,491,200			
ボックスビーム		Gb-Bm-2E	m	280	41,040	11,491,200			単-14号

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
区画線工			式	1		635, 892			
区画線工			式	1		635, 892			
溶融式区画線 実線 W=15cm		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	560	418. 8	234, 528			単-15号
溶融式区画線 実線 W=15cm		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無 コンクリート舗装	m	480	455. 5	218, 640			単-16号
溶融式区画線 破線 W=15cm		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	280	445. 8	124, 824			単-17号
溶融式区画線 破線 W=15cm		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無 コンクリート舗装	m	120	482. 5	57, 900			単-18号
構造物撤去工			式	1		9, 221, 428			
構造物取壊し工			式	1		3, 814, 138			
コンクリート構造物取壊し		無筋構造物 機械施工	m3	90	11, 730	1, 055, 700			単-19号
舗装版切断		アスファルト舗装版 舗装版 厚 25 c m	m	530	1, 575	834, 750			単-20号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版 厚 25 c m	m2	2, 120	907. 4	1, 923, 688			単-21号
運搬処理工			式	1		5, 407, 290			

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬		コンクリート殻(無筋)	m3	90	3,817	343,530			単-22号
殻運搬		アスファルト殻	m3	530	4,156	2,202,680			単-23号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	90	4,112	370,080			単-24号
殻処分		アスファルト殻	m3	530	4,700	2,491,000			単-25号
仮設工			式	1		3,294,000			
交通管理工			式	1		3,294,000			
交通誘導警備員 A		交通誘導員 A	人日	60	19,200	1,152,000			単-26号
交通誘導警備員 B		交通誘導員 B	人日	119	18,000	2,142,000			単-27号
直接工事費			式	1		76,632,932			
共通仮設費			式	1		9,749,825			
共通仮設費			式	1		2,743,825			
技術管理費			式	1		1,839,825			

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土質等試験費 六価クロム試験費		式	1		15,600			内-1号	
道路施設基本データ作成費用		式	1		64,225			内-2号	
諸経費動向調査		式	1		120,000			内-3号	
道路工事完成図作成費用		式	1		1,600,000			内-4号	
全国施設点検DB（舗装）登録費用		式	1		40,000			内-5号	
営繕費		式	1		285,000				
快適トイレ		式	1		285,000			内-6号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		619,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		7,006,000				
純工事費		式	1		86,382,757				
現場管理費		式	1		33,522,000				
工事原価		式	1		190,892,195				

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
一般管理費等		式	1		30,887,805				
工事価格		式	1		221,780,000				
消費税相当額		式	1		22,178,000				
工事費計		式	1		243,958,000				

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路修繕 （春日部市八丁目地区）			式	1		44,395,838			
舗装工			式	1		41,845,500			
切削オーバーレイ工 【夜間】			式	1		41,845,500			
切削オーバーレイ		平均切削厚10cm 二層 改質As 密粒II型(20)D S3000 改質As 粗粒II 型(20)DS5000	m2	5,000	7,521	37,605,000			単-1号
殻運搬(路面切削)		切削殻	m3	500	3,311	1,655,500			単-2号
殻処分		アスファルト殻	m3	500	5,170	2,585,000			単-3号
区画線工			式	1		1,722,338			
区画線工 【夜間】			式	1		1,722,338			
溶融式区画線 実線 W=15cm		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	1,200	612.1	734,520			単-4号
溶融式区画線 破線 W=15cm		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	700	659.9	461,930			単-5号
溶融式区画線 セグメント W=45cm		溶融式手動 セグメント 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	97	1,504	145,888			単-6号

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
溶融式区画線 矢印・記号・文字 15cm		溶融式手動 矢印・記号 ・文字 15cm換算 厚1.5 mm 排水性舗装無	m	250	1,520	380,000			単-7号
仮設工			式	1		828,000			
交通管理工			式	1		828,000			
交通誘導警備員 A 【夜間】		交通誘導員 A	人日	10	28,800	288,000			単-8号
交通誘導警備員 B 【夜間】		交通誘導員 B	人日	20	27,000	540,000			単-9号
直接工事費			式	1		44,395,838			
共通仮設費			式	1		5,456,600			
共通仮設費			式	1		594,600			
運搬費			式	1		201,600			
建設機械運搬費			台	1	201,600	201,600			単-10号
現場環境改善費（率計上）			式	1		393,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		4,862,000			

設計内訳書

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
純工事費		式	1		49,852,438				
現場管理費		式	1		21,135,000				
工事原価		式	1		70,987,438				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書
土質等試験費
六価クロム試験費

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	15,6千円	式	1		15,600			
合 計					15,600			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 2号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用	週休2日制の補正対象外	式	1		64,225			
合 計					64,225			

一式当たり内訳書

諸経費動向調査
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
諸経費動向調査費用		式	1		120, 000			
合 計					120, 000			

一式当たり内訳書

道路工事完成図作成費用
第 4号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路工事完成図作成費用		式	1		1,600,000			
合 計					1,600,000			

一式当たり内訳書

全国施設点検DB（舗装）登録費用
第 5号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
全国施設点検DB（舗装）登録費用		式	1		40,000			
合 計					40,000			

一式当たり内訳書

快適トイレ
第 6号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
快適トイレ費用		式	1		285,000			
合 計					285,000			

内訳書<データ無し>

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 1, 000m3	単位	m3	数量		単価	
					100			391. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5, 000m3未満						
			m 3	100	391. 1	39, 110		
計						39, 110		
単価						391. 1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量		単価	
					10			6, 310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 45m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 60. 0km以下	m 3	10	6, 310	63, 100		
計						63, 100		
単価						6, 310	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	100	単価	136. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	100	136. 3	13, 630		
計						13, 630		
単価						136. 3	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	路床安定処理	固化剤添加量 2. 88t/100m2 t=60	単位	m2	数量	10	単価	2, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
安定処理		パッホ 路床 1m以下 2. 88t/100m2 各種	m 2	10	2, 200	22, 000		
計						22, 000		
単価						2, 200	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	10	単価	186. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		無し 全ての費用	m 2	10	186. 6	1, 866		
計						1, 866		
単価						186. 6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	単位	m2	数量	10	単価	1, 366
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（車道・路肩部）		再生粒度調整碎石 RM-40 300mm 2層施工 全ての費用	m 2	10	1, 366	13, 660		
計						13, 660		
単価						1, 366	円／m2	

1次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	上層路盤	再生安定処理路盤材 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	10	単価	3, 803
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（車道・路肩部）		路盤材(各種) 3.0m超 100mm プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	10	3, 803	38, 030		
計						38, 030		
単価						3, 803	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	基層	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 50mm 平均幅員 3. 5m	単位	m2	数量	10	単価	2, 618
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層（車道・路肩部）		3. 0m超 50mm 改質As 粗粒 II型（2 0）DS5000 タックコート PK-4 全ての費用	m 2	10	2, 618	26, 180		
計						26, 180		
単価						2, 618	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	表層	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 50mm 平均幅員 3. 5m	単位	m2	数量	10	単価	2, 643
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層（車道・路肩部）		3. 0m超 50mm 改質As 密粒 II型（2 0）DS3000 タックコート PK-4 全ての費用	m 2	10	2, 643	26, 430		
計						26, 430		
単価						2, 643	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	10	単価	186. 6
名 称		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
不陸整正		無し 全ての費用	m 2	10	186. 6	1, 866		
計						1, 866		
単価						186. 6	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	10	単価	680. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（車道・路肩部）		再生粒度調整碎石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	10	680. 4	6, 804		
計						6, 804		
単価						680. 4	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	中間層	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 幅員9.25m	単位	m2	数量	10	単価	1, 816
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
中間層（車道・路肩部）		3. 0m超 40mm 再生密粒度アスコン（2 0） プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	10	1, 816	18, 160		
計						18, 160		
単価						1, 816	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一13号	連続鉄筋コンクリート舗装	曲げ4.5-6.5-20（高炉） 舗装厚 250mm	単位	m2	数量		2,120	単価	11,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
連続鉄筋コンクリート舗装工		標準							
			m 2	2,120	2,453	5,200,360			
連続鉄筋コンクリート舗装工（材料）		1.197t/100m2 0.232t/100m2 0t/100m2 0.25m 有 有							
			m 2	2,120	8,285	17,564,200			
コンクリート舗装工（目地工） 縦目地工		0本/1000m 871.087本/1000m 3980.415kg/1000m 994.939個/1000m 0m2/1000m							
			m	242.2	2,970	719,334			
コンクリート舗装工（目地工） 横目地工		2742.857本/1000m 0本/1000m 3798.857kg/1000m 5485.714個/1000m							
			m	35	6,725	235,375			
コンクリート舗装工（目地工） 横目地工		2742.857本/1000m 0本/1000m 3798.857kg/1000m 2742.857個/1000m 0m2/1000m							
			m	17.5	6,012	105,210			
計						23,824,479			
単価						11,240	円／m2		

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	ボックスビーム	Gb-Bm-2E	単位	m	数量	1	単価	41, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボックスビーム設置		Gb-Bm-2E	m	1	17, 840	17, 840		
ボックスビーム（材料費）		Gb-Bm-2E	m	1	23, 200	23, 200		
計						41, 040		
単価						41, 040	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	10	単価	418. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	10	418. 8	4, 188		
計						4, 188		
単価						418. 8	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0
単一16号	溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 コンクリート舗装	単位	m	数量	10	単価 455.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 コンクリート舗装 全ての費用	m	10	455.5	4,555	
計						4,555	
単価						455.5	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0
単一17号	溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	10	単価 445.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	10	445.8	4,458	
計						4,458	
単価						445.8	円/m

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 コンクリート舗装	単位	m	数量	10	単価	482. 5	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 コンクリート舗装 全ての費用	m	10	482. 5	4, 825			
計						4, 825			
単価						482. 5	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11, 730
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 730	11, 730		
計						11, 730		
単価						11, 730	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一20号	舗装版切断	アスファルト舗装版 舗装版厚 25 c m	単位	m	数量	10	単価 1, 575
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	10	1, 575	15, 750	
計						15, 750	
単価						1, 575	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一21号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 25 c m	単位	m2	数量	10	単価 907. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	m 2	10	907. 4	9, 074	
計						9, 074	
単価						907. 4	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一22号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,817
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 23.2km以下 全ての費用	m 3	1	3,817	3,817		
計						3,817		
単価						3,817	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一23号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4,156
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 17.5km以下 全ての費用	m 3	1	4,156	4,156		
計						4,156		
単価						4,156	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一24号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,112
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	4,112	4,112		
計						4,112		
単価						4,112	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
単一25号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	4,700	4,700		
計						4,700		
単価						4,700	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一26号	交通誘導警備員 A	交通誘導員 A	単位	人日	数量	1	単価 19, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 A			人日	1	19, 200	19, 200	
計						19, 200	
単価						19, 200	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一27号	交通誘導警備員 B	交通誘導員 B	単位	人日	数量	1	単価 18, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B			人日	1	18, 000	18, 000	
計						18, 000	
単価						18, 000	円／人日

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-71
単一1号	切削オーバーレイ	平均切削厚10cm 二層 改質As 密粒II型(20)DS3000 改質As 粗粒II型(20)DS5000	単位	m2	数量	10	単価 7, 521
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 改質As 粗粒II型(20)DS5000 タックコート	m 2	10	7, 521	75, 210	
計						75, 210	
単価						7, 521	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-71
単一2号	殻運搬(路面切削)	切削殻	単位	m3	数量	1	単価 3, 311
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬(路面切削)		有り 12. 5km以下 全ての費用	m 3	1	3, 311	3, 311	
計						3, 311	
単価						3, 311	円／m3

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-71	
単一3号	穀処分	アスファルト穀	単位	m3	数量	1	単価	5, 170	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費（m 3）			m 3	1	5, 170	5, 170			
計						5, 170			
単価						5, 170	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	10	単価	612. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 著しく有り 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	10	612. 1	6, 121		
計						6, 121		
単価						612. 1	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量		10	単価 659. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 破線 15cm 著しく有り 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	10	659. 9	6, 599		
計						6, 599		
単価						659. 9	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	溶融式区画線 ゼブラ W=45cm	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量		1	単価 1, 504
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 著しく有り 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	1, 504	1, 504		
計						1, 504		
単価						1, 504	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	溶融式区画線 矢印・記号・文字 15cm	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1. 5mm 排水 性舗装無	単位	m	数量		単価	
						10		1, 520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 著しく有り 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	10	1, 520	15, 200		
計						15, 200		
単価						1, 520	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-50	
単一8号	交通誘導警備員 A 【夜間】	交通誘導員 A	単位	人日	数量		単価	
						1		28, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	28, 800	28, 800		
計						28, 800		
単価						28, 800	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-50	
単一9号	交通誘導警備員 B 【夜間】	交通誘導員 B	単位	人日	数量	1	単価	27, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	27, 000	27, 000		
計						27, 000		
単価						27, 000	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	201, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車による運搬（1 車 1 回）		路面切削機（ボール式・廃材積込装置付）2. 0m 21. 8km 無 有 13716円	台	2	100, 800	201, 600		
計						201, 600		
単価						201, 600	円／台	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	121, 028, 770	直接工事費	121, 028, 770	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	5, 446, 080	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1, 815, 217				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		1, 815, 217	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		119, 213, 553		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		115, 582, 690			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		5. 97 %			0 %	
施工地域等補正		1. 4	ICT施工補正		1	
率（補正後）		8. 36 %				
計上額		9, 966, 000			0	0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	115,582,690	直接工事費	121,028,770		
非対象額計（一）	5,446,080				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	5,446,080	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	115,582,690	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.76 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.76 %				
計上額	878,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,326,425				
運搬費	201,600	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,839,825
営繕費	285,000	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,170,425

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	76,632,932	直接工事費	76,632,932	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,861,080	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）	562,093					
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分 T	562,093	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	76,070,839	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額	73,771,852		0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	6.58 %		0 %			
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1			
率（補正後）	9.21 %					
計上額	7,006,000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	73,771,852	直接工事費	76,632,932		
非対象額計（一）	2,861,080				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	2,861,080	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	73,771,852	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.84 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.84 %				
計上額	619,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,124,825				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,839,825
営繕費	285,000	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					9,749,825

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	44,395,838	直接工事費	44,395,838	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,585,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,253,125				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		1,253,125	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		43,142,713	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		41,810,838		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.05 %		0 %		
施工地域等補正		1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		11.27 %				
計上額		4,862,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	41,810,838	直接工事費	44,395,838		
非対象額計（一）	2,585,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	2,585,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	41,810,838	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.94 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.94 %				
計上額	393,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	201,600				
運搬費	201,600	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					5,456,600

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	134,199,195	単独（追加工事）直接工事費	121,028,770	単独（追加工事）共通仮設費	13,170,425
非対象額計（－）	3,470,817				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	1,655,600	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,815,217	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	130,728,378	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	127,097,515		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	38.75 %		0 %		
計上額	50,657,000		0		0
			9,514,362	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	86,382,757	単独（追加工事）直接工事費	76,632,932	単独（追加工事）共通仮設費	9,749,825
非対象額計（－）	2,217,693				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	1,655,600	（間接費非対象額）			
管理費区分T	562,093	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	84,165,064	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	81,866,077		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	33.19 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.83 %		0 %		
計上額	33,522,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	49,852,438	単独（追加工事）直接工事費	44,395,838	単独（追加工事）共通仮設費	5,456,600
非対象額計（－）	1,253,125				
管理費区分2,7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,253,125	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	48,599,313	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	47,267,438		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.24％		0％		0％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	43.49％		0％		
計上額	21,135,000		0		0
					（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年05月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官
		主工種	道路維持工事

工事原価	184,856,195				
純工事費	134,199,195	現場管理費	50,657,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	3,470,817				
管理費区分9	1,655,600	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	1,815,217	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	181,385,378	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	177,754,515	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	181,385,378				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.99 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	30,887,805				
業務委託料等	0				
調査基準価格	221,397,000				
調査基準価格の100/110	201,270,000	（ 90.75 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その３）工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕 （杉戸町椿地区）		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		m3		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 1,000 m3	m3		1,000		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		1,000		
整地	残土受入れ地での処理	m3		1,000		
地盤改良工		式		1		
路床安定処理工		式		1		
路床安定処理	固化剤添加量 2.88t/100m2 t=60	m2		1,220		
舗装工		式		1		
切回し道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
不陸整正	補足材無し	m2		1, 220		
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2		1, 220		
上層路盤	再生安定処理路盤材 仕上り厚 100mm	m2		1, 220		
基層	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 50mm 平均幅員3.5m	m2		1, 220		
表層	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 50mm 平均幅員3.5m	m2		1, 220		
コンクリート舗装工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		2, 120		
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2		2, 120		
中間層	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 幅員9.25m	m2		2, 120		
連続鉄筋コンクリート舗装	曲げ4.5-6.5-20（高炉） 舗装厚 250mm	m2		2, 120		
防護柵工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路側防護柵工		式		1		
ボックスビーム	Gb-Bm-2E	m		280		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		560		
溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 コンクリート舗装	m		480		
溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		280		
溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 コンクリート舗装	m		120		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		90		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 舗装版厚 25 c m	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 25 c m	m2		2,120		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		90		
殻運搬	アスファルト殻	m3		530		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		90		
殻処分	アスファルト殻	m3		530		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 A	交通誘導員 A	式		1		
交通誘導警備員 B	交通誘導員 B	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費 六価クロム試験費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
諸経費動向調査		式		1		
道路工事完成図作成費用		式		1		
全国施設点検DB（舗装）登録費用		式		1		
営繕費		式		1		
快適トイレ		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕 （春日部市八丁目地区）		式		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工 【夜間】		式		1		
切削オーバーレイ	平均切削厚10cm 二層 改質As 密粒II型(20)DS3000 改質As 粗粒II型(20)DS5000	m2		5,000		
殻運搬(路面切削)	切削殻	m3		500		
殻処分	アスファルト殻	m3		500		
区画線工		式		1		
区画線工 【夜間】		式		1		
溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		1,200		
溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		700		
溶融式区画線 ゼブラ W=45cm	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		97		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
溶融式区画線 矢印・記号・文字 15cm	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		250		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 A 【夜間】	交通誘導員 A	式		1		
交通誘導警備員 B 【夜間】	交通誘導員 B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事						（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
共通仮設費（率計上）			式		1			
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	121, 028, 770
(2)共通仮設費 -----	15, 206, 425
(3)純工事費 -----	136, 235, 195

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	54, 657, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	190, 892, 195
----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	30, 887, 805
-----------------------	--------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	221, 780, 000
----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	22, 178, 000
------------------	--------------

(12)請負工事価格 -----	243, 958, 000
------------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	221, 780, 000
-------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	221, 397, 000
------------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	201, 270, 000
--------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) -----	30, 889, 929	)
------------------------	--------------	---

R 7 春日部国道出張所管内舗装修繕他（その3）工事

特記仕様書

令和8年5月

国土交通省関東地方整備局
大宮国道事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 8 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 工事場所

工事場所については、下記のとおりとする。

埼玉県北葛飾郡杉戸町椿地先 他 1 箇所

第 3 条 工期

1. 工期は、雨天、休日等 37 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	60 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.79
④ 警察協議(準備期間と重複)	30 日間
⑤ 年末年始工事抑制機関	令和 8 年 12 月 27 日～ 令和 9 年 1 月 3 日

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日: 25 日間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数: 12 日間

(少数第 1 位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去 5 か年(2021 年～2025 年)の気象庁(さいたま観測所)及環境省(さいたま地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第4条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

(1) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

① 1級建設機械施工技士の資格を有する者

② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

④ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

(2) 監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

① 1級建設機械施工技士の資格を有する者

② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第5条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第6条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第7条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学

歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第8条 コリンズ（CORINS）への登録(1-1-1-7)

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 9 条 コリنز (CORINS) への位置情報の入力 (1-1-1-7)

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

杉戸町椿地区

起点	埼玉県北葛飾郡杉戸町椿	緯度	36° 02' 09"	経度	139° 46' 56"
終点	埼玉県幸手市惣新田	緯度	36° 02' 38"	経度	139° 46' 41"

春日部市八丁目地区

起点	埼玉県春日部市八丁目	緯度	35° 59' 34"	経度	139° 46' 02"
終点	埼玉県春日部市樋籠	緯度	35° 59' 32"	経度	139° 46' 16"

第 10 条 コリنز (CORINS) への工事概要の入力 (1-1-1-7)

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする。

記載例)

本工事は、春日部国道出張所管内の舗装修繕工事を行うものである。

主な工種は

地盤改良工	1 式
舗装工	1 式
区画線工	1 式 を予定している

第 11 条 コリنز (CORINS) への設計業務名及びテクリス番号の入力 (1-1-1-7)

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業 務 名	テクリス番号
R 6 大宮国道維持管理効率化検討業務	4056153714
R 7 大宮国道維持管理効率化検討業務	4060292306

第 12 条 施工体制台帳 (1-1-1-13)

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社
	印



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 13 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要性を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり（別紙様式－０－１～０－１０）。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表

比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１４条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１５条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、対象工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

なお、対象工種については、監督職員との協議によるものとする。

第１６条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１７条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１８条 設計図書の照査（１-１-１-３）

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第 19 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 20 条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に 1 回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 21 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 22 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ (<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 23 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知を等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 24 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 25 条 設計図書の変更 (1-1-1-17～1-1-1-19)

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 26 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 27 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 ※
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体工事の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (取壊し等)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト（掘削）殻 【昼間】杉戸町椿地区	(株) ガイアート 白岡合材工場	埼玉県白岡市篠津字立野 834-4
コンクリート（無筋）殻 【昼間】杉戸町椿地区	(株) ナガイ	茨城県古河市丘里 10-8
アスファルト（切削）殻 【夜間】春日部市八丁目地区	(株) ガイアート 白岡合材工場	埼玉県白岡市篠津字立野 834-4

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間（再資源化施設）

(株) ガイアート 白岡合材工場（昼間）：8時00分～17時00分

(株) ガイアート 白岡合材工場（夜間）：17時00分～8時00分

(株) ナガイ（昼間）：8時00分～17時00分

2. (1-1-1-21)受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 工事完成図(1-1-1-23)

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第2版)(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第30条 工事完成図の作成、納品(1-1-1-23)

1. 完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む(別紙等での提出も可能)電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ(CD入り)】

- ・完成平面図 SXF データ(.P21)
- ・完成縦断図 SXF データ(.P21)
- ・完成平面図：属性 XML データ(拡張子.saf)

【出力資料(道路工事完成図等作成要領 p73 参照)】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、道路工事完成図の作成に要する費用については、距離標の計測(16点)、完成平面図・完成縦断図(1.32km)を見込んでおり、完成平面図については発注図 CAD データを用いて作成するものとし、作業地域は市街地を見込んでいる。変更があった場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第31条 施工管理(1-1-1-27)

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和8年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第32条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban/>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はUR(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツ

ル)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban/>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第33条 ICT活用工事（舗装工（修繕））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを活用する工事である。また、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICTを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、以下1)～3)から選択（複数可）して測量を行うものとする。ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- 1) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

- 3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

①②④により確認された3次元施工管理データ等を、工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 上記5. ①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。
8. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
9. 受注者は、当該技術の施工にあたり活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 36 条 データ活用による現場マネジメント（ICT 施工 stageⅡ）について

本工事は、建設現場におけるあらゆる活動をデータにより可視化することで現場の状況を把握（見える化）するとともに、見える化した情報を基に必要な人員や資機材を見直す等により建設現場を最適化する「データ活用による現場マネジメント」（以下「ICT 施工 StageⅡ」という）の対象工事である。

ICT 施工 StageⅡの取組を実施する場合には、以下に示す実施内容について、受発注者間で協議したうえで、データ活用による現場マネジメント実施計画書（以下、実施計画書という）を作成するものとする。実施に必要な機器等の準備やデータの提供等は受注者が行うものとする。

なお、各実施内容およびその他留意事項等については、『データ活用による現場マネジメント（ICT 施工 StageⅡ）に関する実施要領（案）』を参照のこと。

〈実施計画書〉

ICT 施工 StageⅡの取組について、実施計画書に次の事項を記載し、監督職員等に提出するものとする。内容に変更が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

○適用工種

本工事で ICT 施工 StageⅡ適用する工種を記載する。

○使用機器等

本工事で使用するデータを取得する機器・WEBアプリケーション等を記載する。

１）現場データを取得する機器の仕様

本工事で使用する現場データを取得するために使用する機器の仕様を記載する。

２）WEBアプリケーション等の仕様

上記１）で取得した現場データによって現場状況を見える化し、受注者や監督職員等が確認するために使用するWEBアプリケーション等を記載する。

○「ICT 施工 StageⅡ」に関する実施内容

本工事で実施する「ICT 施工 StageⅡ」の実施内容を、使用する機器・WEBアプリケーションを踏まえ記載する。

第 37 条 実施概要及び効果等に関する調査

実施内容や実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、アンケート調査及びヒアリング調査等により依頼があった場合は対応すること。

第 38 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

（共通仕様書 1-1-1-31 の 10. 現場環境改善）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後の57,000円/基・月を5ヵ月分1基見込んでいる。上記によりがたい場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第39条 工事中の安全確保(1-1-1-31)

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

施工場所	作業区分	交通誘導警備員	備考
杉戸町椿地区	昼間	179 人(うち有資格誘導員 60 人)	交替要員含む
春日部市八丁目地区	夜間	30 人(うち有資格誘導員 10 人)	交替要員含む

第 40 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が 30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
 - ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。
 - ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は WBGT が 25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第41条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

する。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第42条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第44条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第45条 環境対策（工事に伴う公害防止）（1-1-1-35）

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 作業内容

構造物取壊し工

2. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械、騒音防止を施した機械

3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

4. 舗装版切断作業においては、騒音対策を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第46条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

（共通仕様書 1-1-1-35 の 9 特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 環境対策（建設機械の使用）

（共通仕様書 1-1-1-35 の 8 低騒音型・低振動型建設機械）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第49条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第50条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3）過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第51条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第52条 通行許可等（特殊車両通行許可関係）

（共通仕様書 1-1-1-37 の14 通行許可等）

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第53条 工事現場の現場環境改善

（共通仕様書 1-1-1-31 の10. 現場環境改善）

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - 1）仮設備関係
環境対策の充実を実施するものとする。
 - 2）営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - 3）安全関係
工事標識・照明等安全施設の充実を実施するものとする。

盗難防止対策を実施するものとする。

4) 地域連携

社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第54条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第55条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間作業）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第56条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第57条 工事現場の現場環境改善

（共通仕様書 1-1-1-31 の 10. 現場環境改善）

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第58条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第59条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2(個人情報証明書)）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第60条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間施工	下記を除く全ての作業	9:00～17:00
夜間施工	【春日部市八丁目地区】切削オーバーレイ工、区画線工	21:00～5:00

上記については、積算上の明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議をするものとする。

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は21時～5時を見込んでいる。そのため時間的制約の補正割増し係数を1.71（交通誘導警備員を除く）で設定している。

第61条 時間的制約

本工事は、下記に示す工種について時間的制約がかかる工事である。下記により難い場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする

1. 対象工種

夜間作業の全工種

2. 時間的制約条件

現道の交通量の多い時間帯

3. 制約を受ける作業時間

21:00～5:00

4. 補正割増係数

時間的制約状況の程度	作業時間／日	補正割増係数
昼間施工 (時間的制約を受けない場合)	8時間／日	1.00
夜間施工 (時間的制約を著しく受ける場合)	4時間／日を超え 7時間／日以下	1.71 (夜間補正1.5を含む)

第62条 概算・概略数量

本工事のうち、以下の箇所については、概略構造及び概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

1. 【春日部市八丁目地区】

- 1) 舗装工：当該地区において現地調査を行い、舗装修繕範囲について監督職員と協議を行い決定するものとする。また、詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年7月下旬とする。

第63条 新技術の活用「新技術の定義」

(共通仕様書 1-1-1-16 調査・試験に関する協力 6.NETIS)

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第64条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減

や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。

（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期

間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第65条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状 況	出来形		品 質		出来ばえ	
	書 類	書 類	実 地	書 類	実 施	書 類	実 施
完 成 検 査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 6 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4 ）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目

物的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等

- 1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 7 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 6 3 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 8 条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

路床安定処理工 バックホウ混合工法：配合設計段階 1 検体、施工後段階 1 検体
合計 2 検体

第 69 条 諸経費動向調査

本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

当初、諸経費動向調査を見込んでいるが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 70 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第 71 条 間接費工事費実績変更方式の試行工事

1. 本工事は、共通仮設費(率分)のうち、「運搬費」(以下、実績変更対象費)について、工事請負契約締結後から工事着手前までの間に実施計画書の提出を求め、監督職員の承諾を得て実施された内容について、最終精算変更時にその金額を実績により変更する「間接工事費実績変更方式」の試行工事である。

なお、受注者から請負代金内訳書の提出があった後、工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。

2. 実績変更対象費に含まれる共通仮設費(率分)は、下記によるものとする。

(1) 運搬費

- 1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- 2) 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車(PC 橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用仮設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- 3) 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 以上は対象外)
- 4) 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用
- 5) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は対象外とする。
- 6) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用の中で、トラッククレーン(油圧

伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解、組立及び輸送に要する費用

3. 本工事では、実績変更対象費に係る部分についての実施計画書（実績変更対象費に係る実施内容を記載）及び概算金額計算書（実績変更対象費に係る費用の内訳を記載）を作成し、工事の着手前までに監督職員の承諾を得るものとする。

また、施工途中段階において、実績変更対象費の内容に変更が生じた場合、変更実施計画書及びそれに係る変更概算金額計算書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。実績変更対象から外したい項目がある場合は、その内容について監督職員と協議するものとする。

4. 本工事における実績変更対象費に係る金額については、最終精算変更時点において、実績変更対象費の実績を踏まえて変更するものとする。また、最終精算変更時点において、実績変更対象費に実際に支払った証明書類（領収証、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を全て提出するものとし、証明書類の提出された金額にて変更するものである。

したがって、全ての証明書類の提出がない場合も、提出された証明書類をもって金額の変更をするものとする。

5. 最終精算変更にあたっては、発注者が土木工事標準積算基準書により算出した金額と受注者が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）とを比較し、土木工事標準積算基準書により算出した金額より実際に要した金額が高い場合に実績にて精算変更を行う。
6. 受注者が提出した概算金額計算書と実際に要した金額とに大幅な乖離が生じている場合には、監督職員により妥当性の確認を行い、確認が出来ない場合は、積算の対象としない。したがって、当初に提出した概算金額計算書と大きく乖離が生じるものは、その都度監督職員の承諾を得て確認をすることとする。
7. 受注者の責による工事工程の遅れ等発注者の責に帰さない事由により金額が増加する場合は、その事由がなかったものとした金額にて変更を行うものとする。また、監督職員と未承諾の事項については、証明書類の提出があっても変更の対象としない。
8. 受注者から提出された資料に虚偽の申告が合った場合については、指名停止等の措置を行う場合がある。

第 7 2 条 施工箇所が点在する工事の適用

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『杉戸町椿地区』、『春日部市八丁目地区』（以下「施工箇所」という。）毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
2. 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。

一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

第 7 3 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第74条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
(共通仕様書第3編 3-1-1-1 の適用)
2. 共通仕様書第3編 3-1-1-1 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
(合意単価の公表)
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第75条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第76条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第77条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 78 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12(品質証明)によるものとする。

第 79 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 80 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする
3. 中間技術検査は、上記を標準として、実施することとするが、中間技術検査の趣旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、後期等を考慮して、実施時期実施回数を変更することができる。

第 8 1 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	① 出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類含む）	② 品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	③ 品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	④ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 8 2 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 8 3 条 担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の別紙－６－１～２により、監督職員に提出する事ができる。

第 2 章 材料

第 8 4 条 材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘要
改ⅡA①	改質Ⅱ型粗粒度アスコン	20	5.0	基層
改ⅡA②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20	4.5	表層

RA②	再生密粒度アスコン	20	5.5	中間層
-----	-----------	----	-----	-----

第 8 5 条 ポリマー改質アスファルト

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ m ふるい通

過分は少なめにする。75 μ m ふるい通過分のうち、プラントの回収ダスト分は 30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度 S (kN)	フロー値 F (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S / F (kN/m)
7.35 以上	土木工事共通仕様書による			2500 以上

注) 突き固め回数は 75 回とする。

耐流動対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS 値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DS の目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位：回/mm 程度)

種別	交通量区分 N 7	
	一般部	交差点部
表層	4, 0 0 0	5, 0 0 0
基層	4, 0 0 0	5, 0 0 0

注) 上表は一般部と交差点部の DS の目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部の DS の目標値を同一にする場合は交差点部の DS 値に合わせるものとする。

2. 混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。

混合温度は、アスファルトの動粘度が 150～300 センチストークス(セイボルトフロール度 75～150 秒)を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し速やかに敷均しを行い十分に転圧を行うものとする

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な 1 日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、施工計画の作成にあたり、夏期においては初期のわだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものと

する。

第 8 6 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 8 7 条 切削オーバーレイ工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則として作ってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障の無いよう擦付を行うものとする。
3. 当初においては、平均切削深さ：10cm、即日舗設：二層にて見込んでいる。
4. 切削機の運搬費については、当初、『春日部市八丁目地区』にて1台（往復）を見込んでいる。
5. 横断測量は、20m 間隔に行うものとする。
6. 上記により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第 8 8 条 区画線

1. 区画線は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5665（路面標示用塗料）

2. 塗膜厚は、下表のとおりとする。

1) 熔融式

幅 (cm)	厚 (mm)	摘 要
10	1.5	夜間の視認性が優れたもの。
15		
20		
30		
45		

3. 設置様式は、別添－2（区画線）【添付】のとおりとする。

第 8 9 条 セメント

路床安定処理のセメント量については下表のとおりとする。

セメント等種別	使用量区分
セメント系固化材 (粉塵抑制用)	1 0 0 0 t 未満

第 3 章 一般施工

第 9 0 条 一般

1. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について現地調査を実施し、現状を十分把握するものとする。

2. 調査結果により施工図書を作成し、監督職員と協議するものとする。

第91条 建設発生土の受け入れ地

1. 運搬場所については、工事着手前に監督職員より指示するものとし、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
2. 発生土の受け入れ場所は、埼玉県行田市下忍地先とする。(運搬距離 35.0 km)
3. 発生土の受入条件(小割、仮置等)は次のとおりとする。
 - 1) 捨土の種類
最大寸法40mm以下の塊を含む発生土は可。
 - 2) 受け入れ時間
8時00分 ~ 17時00分
4. 発生土については受け入れ場所にて整地(残土受入れ地での処理)をするものとする。
5. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
6. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
7. 受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式-8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- 1) 工事件名、工事概要、工事場所
- 2) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- 3) 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- 4) 建設発生土の運搬業者名
- 5) 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
- 6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- 7) 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
- 8) 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)

第92条 路床安定処理工

1. 路床改良に用いる固化剤はセメント系固化剤(粉塵抑制用)とし、安定処理路床設計CBR 8%(合成CBR)とする。
2. 固化材の配合量は、割増しを含み2.88t/100m²(t=60cm)とする。ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。また、配合試験については、監督職員と協議するものとする。

混合は、バックホウを使用するものとする。なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要性が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第4章 レディーミクストコンクリート

第93条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリート舗装の規格は以下のとおりとする。

用 途	規格	規格 (鉄筋)	備考
-----	----	------------	----

	(生コン)		
コンクリート (連続鉄筋コンクリート)	曲げ 4.5-6.5-20 (高炉)	SD345 D13 SD345 D16	舗装厚 250 mm

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第94条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第5章 その他

第95条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第96条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第97条 雪害対策

大宮国道事務所管内での降雪・積雪があった場合、歩道等の除雪等の作業を実施するものとする。

具体的な作業箇所、作業内容、作業期間等については、監督職員との協議に基づき実施するものとする。

作業終了後は、速やかに作業状況を監督職員に報告するものとする。

当初費用を見込んでいないが、作業が発生した場合は設計変更の対象とする。

第 98 条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各 2 部(原稿 1 部、コピー 1 部)

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート(別紙様式ー 1 4)
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図(1/5 万)
- (5) 平面図(完成平面図)

第 99 条 全国道路施設点検データベース(舗装)への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース(舗装)(以下「点検 DB(舗装)」)に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第 100 条に定めるとおりとする。なお、点検 DB(舗装)の管理運営団体に支払う登録料については 1 工事分見込むものとする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース(舗装)の管理運営団体のホームページ(https://www.jice.or.jp/pavement_db/)で閲覧できる。

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB(舗装)へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー 7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第 100 条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検 DB(舗装)へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)その他の知的財産権(ノウハウ等に関する権利を含む。)は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検 DB(舗装)へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB(舗装)を利用する者(以下「発注者等」という。)に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら(受注者に所属する者を含む。)又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB(舗装)へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB(舗装)の運用及び利用のため

めに必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

6. 受注者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第 101 条 維持的作業を行った場合の履歴一覧の作成について

受注者は、道路施設の補修及び施設形状に変更を加えない工事の場合、道路施設基本データの基本諸元の位置情報ならびに施設対応番号（整理番号）を記入した維持的作業履歴一覧を作成する。

1. 維持的作業履歴一覧表を作成し、既存の道路施設台帳（補修歴）を更新すること。

なお、様式については、記入シート（道路施設台帳）を使用すること。

https://www.nilim-cdrw.go.jp/rd_tool.html

2. 作成した維持的作業履歴一覧表及び道路施設台帳については、電子データを監督職員に提出するものとする。

維持的作業履歴一覧表作成例

整理番号	事務所名	出張所名	路線	距離表	補修年月	内容（工事名）	原因
0000000	●●	●●	●号	○k○	202603	灯具交換 （●●工事）	LED化
0000000	△△	△△	△号	○k○	202603	自動点滅器交換 （●●工事）	故障のため

第 102 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。

ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
構造物	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表
6. 当初において、道路施設基本データ作成費を計上しているが、変更の必要が生じた場合、監督職員協議し設計変更の対象とする。

第103条 「問合せ番号」及び「路上規制情報提供システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 104 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 105 条 担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の別紙－23（１）～（２）【添付】により、監督職員に提出することができる。

第 106 条 その他

本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 条 第 6 0 条 第 6 1 条 第 3 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 4 5 条 第 4 6 条 第 4 7 条 第 4 8 条 第 4 9 条
安全対策関係	■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 9 条 第 3 9 条 第 4 2 条
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 9 1 条 第 2 7 条

概略工事工程表															別紙ー5
工事名： R7春日部国道出張所管内舗装修繕他(その3)工事															
工種	単位	数量	1	30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	備考
準備	式	1													・60日間
杉戸町椿地区															
土工	式	1													・土工 (1pt) ・地盤改良工 (1pt) ・舗装工 (1pt) ・路側防護柵工 ・区画線工 (1pt) ・構造物撤去工 (1pt)
地盤改良工	式	1													
舗装工	式	1													
路側防護柵工	式	1													
区画線工	式	1													
構造物撤去工	式	1													
春日部市八丁目地区															・切削オーパレイ工 (1pt) ・区画線工 (1pt)
舗装工	式	1													
区画線工	式	1													
後片付け	式	1													・20日間
制約条件	関係機関協議	－													警察交通規制協議
	設計成果引渡し	－													春日部市八丁目地区 7月下旬
	年末年始、お盆	－													・8月中旬、12月下旬～1月上旬
	出水期間	－													
	路上工事抑制	－													・12月下旬～1月上旬

工期：契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

《関係機関協議》

工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

4. 発注担当課

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設(株)
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 - 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 - 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール - 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境(更衣室、休息場所の設置など)の整備		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 - 等		
☐ その他			

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

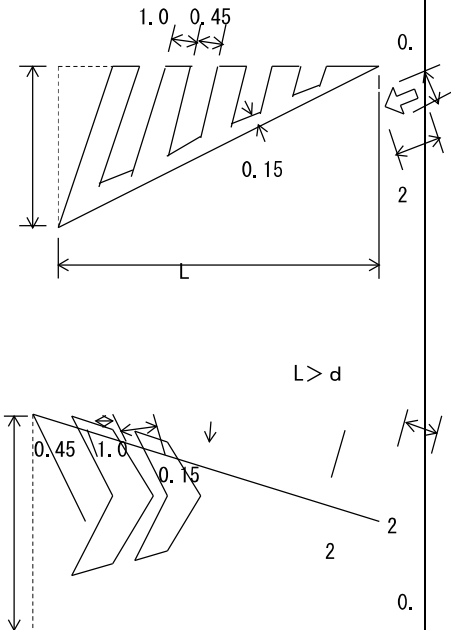
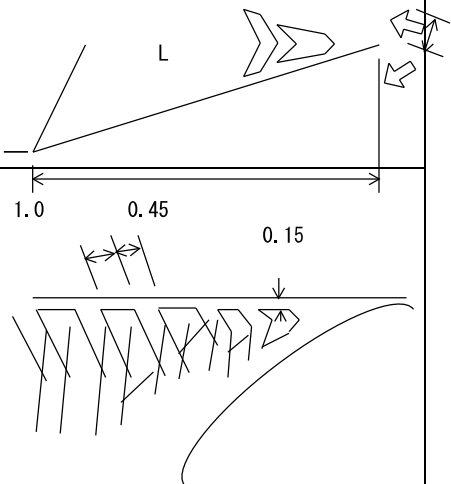
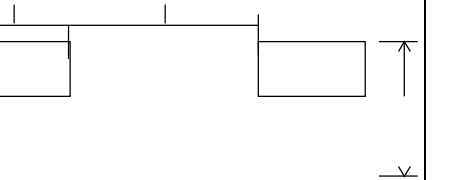
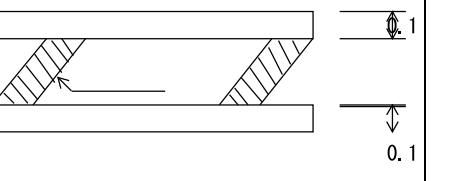
担当出張所名: ☐ ☐出張所

工 事 名	〇〇工事		受注者名	〇〇建設(株)	
項 目	様式ー1の「項目」を記載				
実施内容	様式ー1の「実施内容」を記載				
実施日(期間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日(〇日間)		対象者・人数	〇〇高校、〇名	
他工事との合同実施	☐ 有り	☐ 無し	合同実施工事名	(〇〇工事)	
マスコミ取材	☐ 有り	☐ 無し	取材会社名	(〇〇新聞社、△△テレビ)	
(具体的な実施内容の説明)					
(添付図・写真)					

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

区画線設置様式（例）

（単位：m）

区 分			幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	区 分	幅 ・ 長 さ ・ 間 隔
車 道 中 央 線 (101)	実 線	1 本	0	路 の 上 障 害 接 害 物 近 物 害 d (106)	
	実 線	2 本	5		
	破 線		5		
			5		
車 線 境 界 線 (102)	実 線		5	導 流 帯 (107)	
	破 線		5		
	登 坂 加 減 速 バス 停		5		
車 外 側 線 (103)			5	路 駐 車 場 (108)	
車 道 幅 員 変 更 (105)			5	一 分 離 帯 チャ ッ タ バ	

（ ）内は自動車専用道路に適用

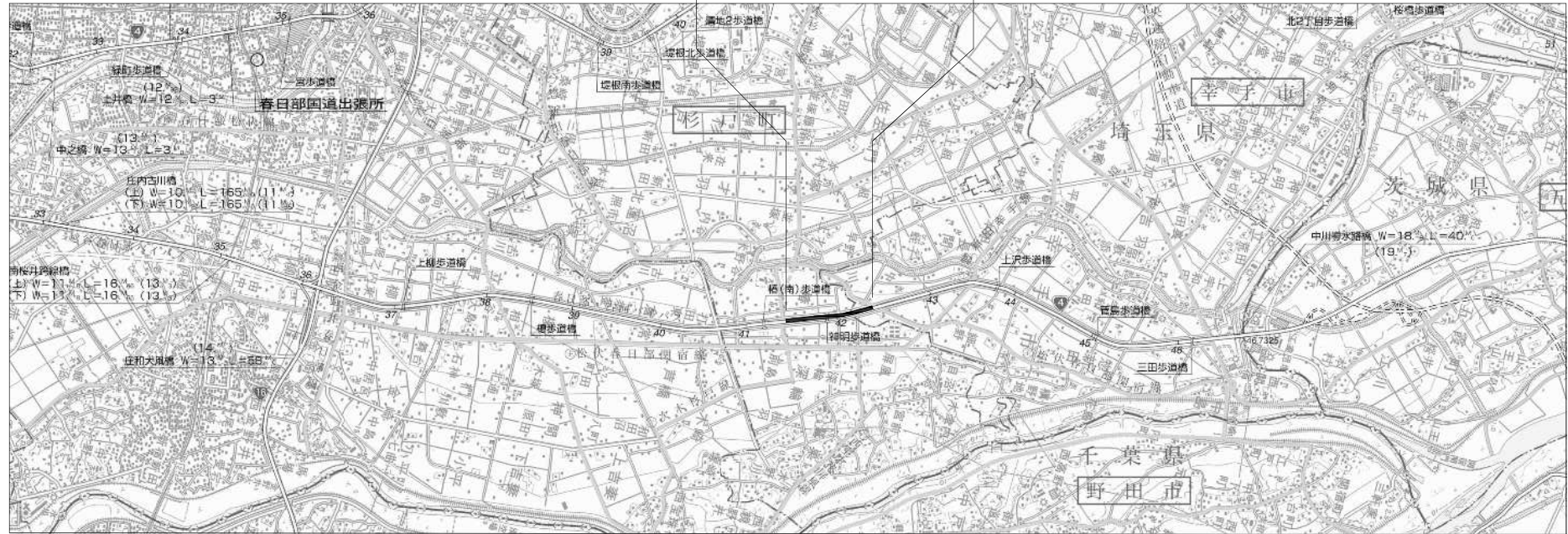
位置図(1)

S=1:50,000

自) 北葛飾郡杉戸町橋
国道4号(新4号バイパス) 41.44kp

至) 幸手市惣新田
国道4号(新4号バイパス) 42.39kp

杉戸町橋地区

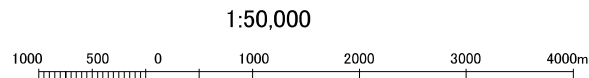


1:50,000



工事名	R7春日部国道出張所管内舗装修繕他(その3)工事				
図面名	位 置 図 (1)				
作成年月日	令和 8 年 5 月 日				
縮 尺	1:50,000	図面番号	1 / 16		
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ				
所長	副所長	課長	係長	設計	
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所				

位置図(2) S=1:50,000



工事名	R7春日部国道出張所管内舗装修繕他(その3)工事		
図面名	位置図(2)		
作成年月日	令和8年5月 日		
縮尺	1:50,000	図面番号	2 / 16
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

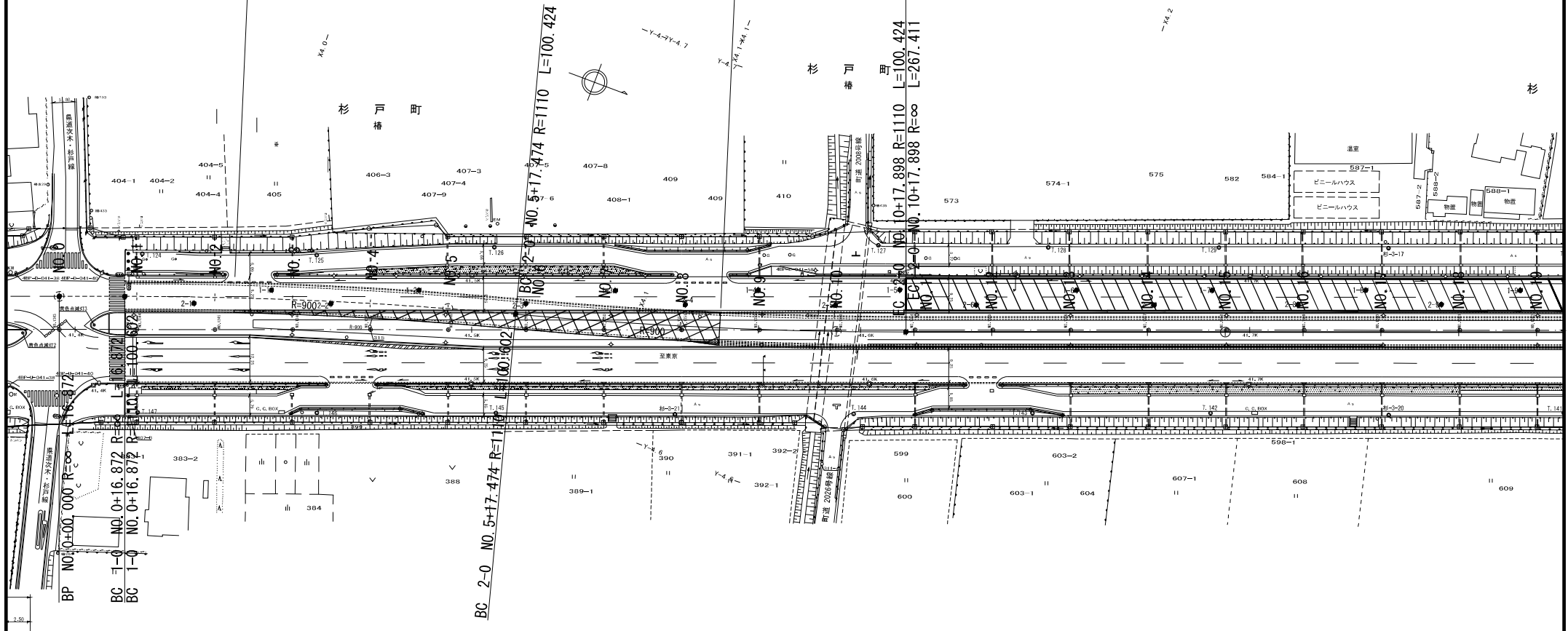
平面図(1) S=1:500
杉戸町椿地区

工事起点
41.44kp

掘削 1,000m³、路床安定処理 1,220m²、切回し道路工 (不陸整正 1,220m²上層路盤 1,220m²、上層路盤 1,220m²、基層 1,220m²、表層 1,220m²、コンクリート構造物取壊し 90m³、殻運搬 溶融式区画線 実線 W=15cm 560m、溶融式区画線 破線 W=15cm 280m) コンクリート舗装工 (不陸整正 2,120m²、上層路盤 2,120m²、中間層 2,120m²、連続鉄筋コンクリート舗装 殻処分 (アスファルト殻) 530m³、溶融式区画線 実線 W=15cm 480m、溶融式区画線 破線 W=15cm 120m)

掘削 260m³、路床安定処理 520m²、不陸整正 520m²、上層路盤 520m²、上層路盤 520m²、基層 520m²、表層 520m²、コンクリート構造物取壊し 36m³、殻運搬 (コンクリート殻(無筋)) 36m³、殻処分 (コンクリート殻(無筋)) 36m³、ボックスビーム 125m、溶融式区画線 実線 W=15cm 250m、溶融式区画線 破線 W=15cm 125m

掘削 400m³、不陸整正 2,120m²、上層路盤 2,120m²、中間層 2,120m²、連続鉄筋コンクリート舗装 2,120m²、舗装版切断 1式、舗装版破砕 2,120m²、殻処分 (アスファルト殻) 530m³、溶融式区画線 実線 W=15cm 480m、溶融式区画線



凡例

連続鉄筋コンクリート舗装	
路床安定処理	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

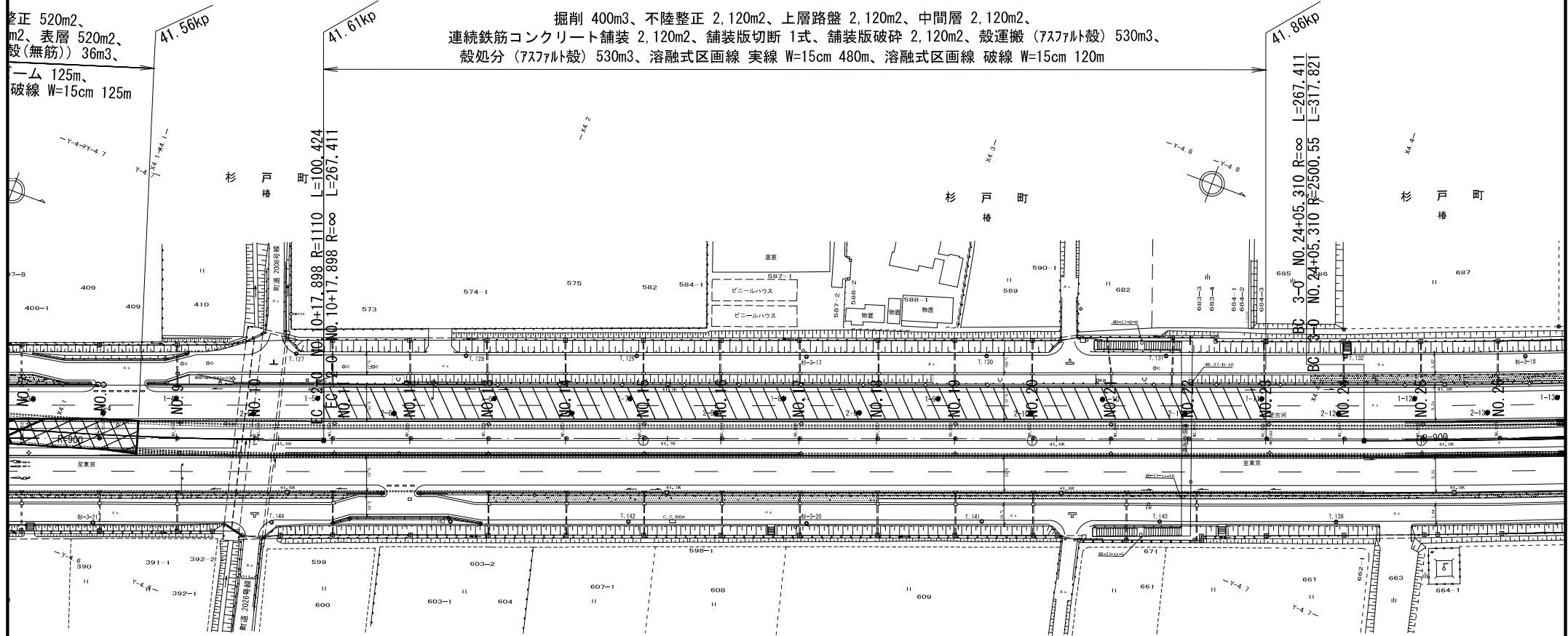
工事名	R7春日部圏道出張所管内舗装修繕他(その3)工事		
図面名	平面図(1) 杉戸町椿地区		
作成年月日	令和8年5月	日	
縮尺	1:500	図面番号	3 / 16
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

杉戸町椿地区

S=1 : 500

修正 520m²、
m²、表層 520m²、
殼(無筋)) 36m³、
一△ 125m、
破線 W=15cm 125m

掘削 400m3、不陸整正 2,120m2、上層路盤 2,120m2、中間層 2,120m2、
連続鉄筋コンクリート舗装 2,120m2、舗装版切断 1式、舗装版破砕 2,120m2、殻運搬（アスファルト殻）530m3、
殻処分（アスファルト殻）530m3、溶融式区画線 実線 W=15cm 480m、溶融式区画線 破線 W=15cm 120m

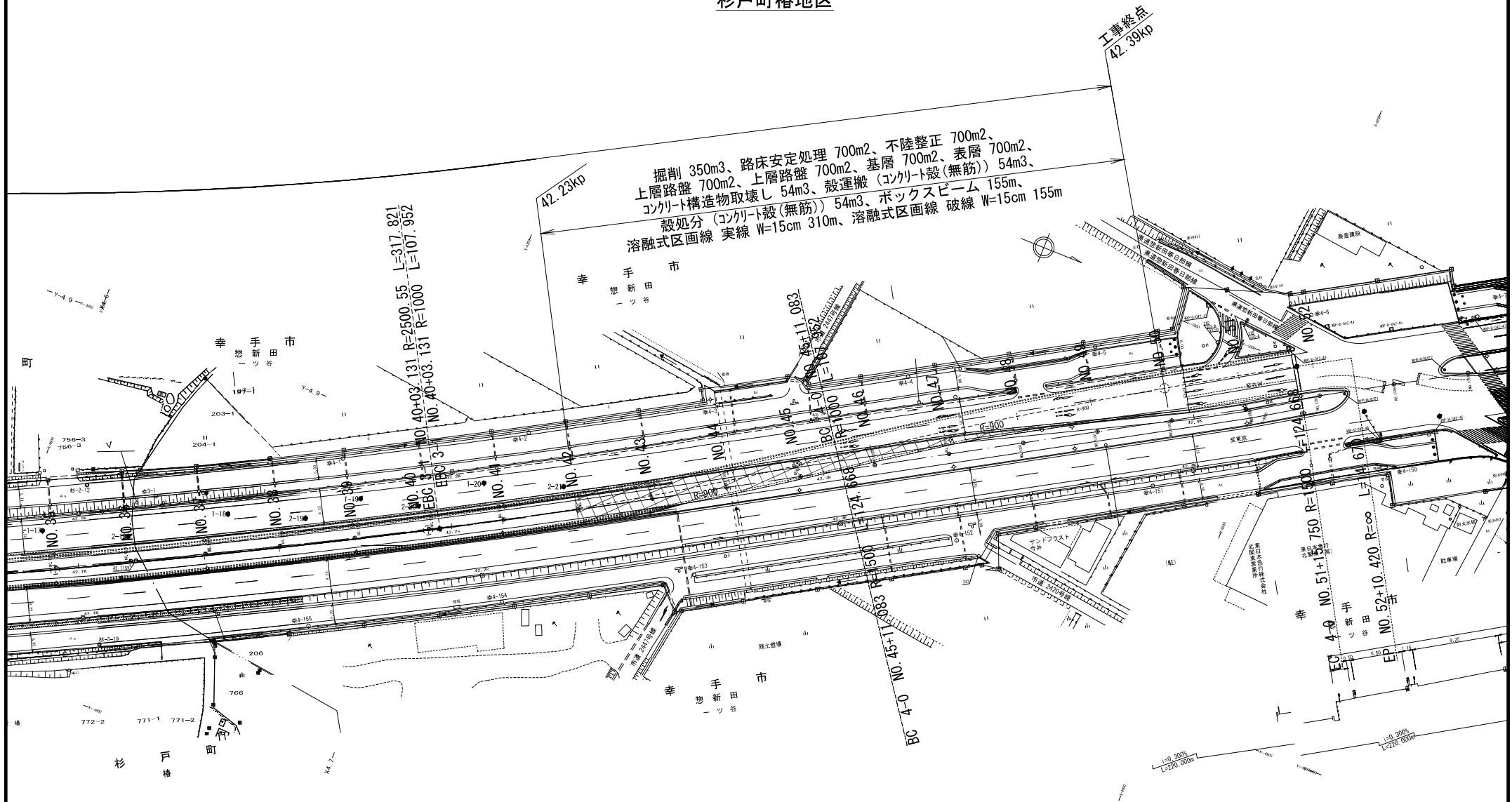


凡例	
連続鉄筋コンクリート舗装	
路床安定処理	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7春日部国造出張所内舗装修繕他(その3)工事		
図面名	平面図 (2) 杉戸町轄地区		
作成年月日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	4 / 16
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

平面図(3) S=1:500
杉戸町椿地区



掘削 350m³、路床安定処理 700m²、不陸整正 700m²、
上層路盤 700m²、上層路盤 700m²、基層 700m²、表層 700m²、
コンクリート構造物取壊し 54m³、殻運搬(コンクリート殻(無筋)) 54m³、
殻処分(コンクリート殻(無筋)) 54m³、ボックスビーム 155m、
溶融式区画線 実線 W=15cm 310m、溶融式区画線 破線 W=15cm 155m

凡例	
連続版コンクリート舗装	
路床安定処理	

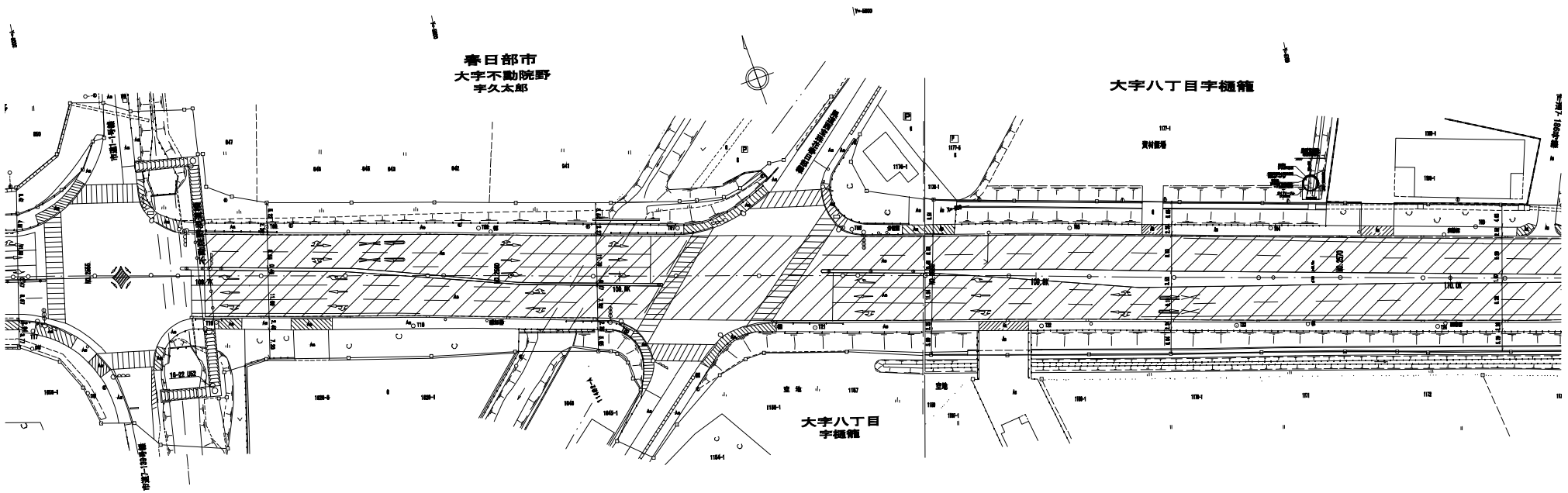
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7春日部環通出所管内舗装修繕他(その3)工事		
図面名	平面図(3) 杉戸町椿地区		
作成年月日	令和8年5月	日	
縮尺	1:500	図面番号	5 / 16
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

平 面 図 (4)
春日部市八丁目地区

工事起点
109.70kp

切削オーバーレイ 5,000m²、殻運搬(路面切削) 500m³、殻処分(切削殻) 500m³、溶融式区画線 実線 W=15cm 1,200m、溶融式区画線 破線 W=15cm 700m、溶融式区画線 セグウ W=45cm 97m、溶融式区画線 矢印・記号・文字 15cm 250m



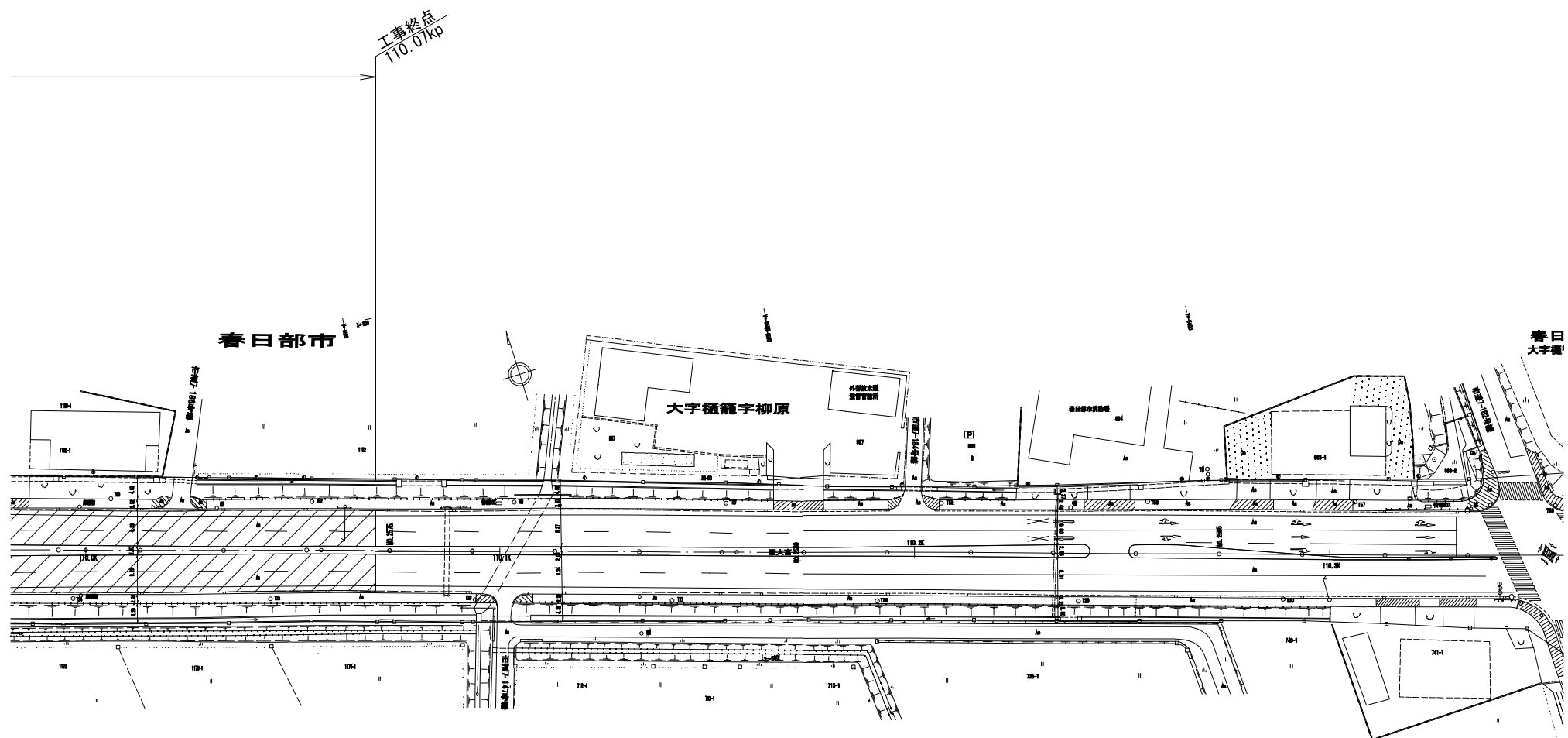
凡例

切削オーバーレイ	
----------	--

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7春日部環状道路内線改良(その他)工事		
図 面 名	平 面 図 (4) 春日部市八丁目地区		
年 月 日	令和 8 年 5 月	日	
縮 尺	S=1:500	図面番号	6 / 16
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

春日部市八丁目地区



凡例

切削オーバーレイ



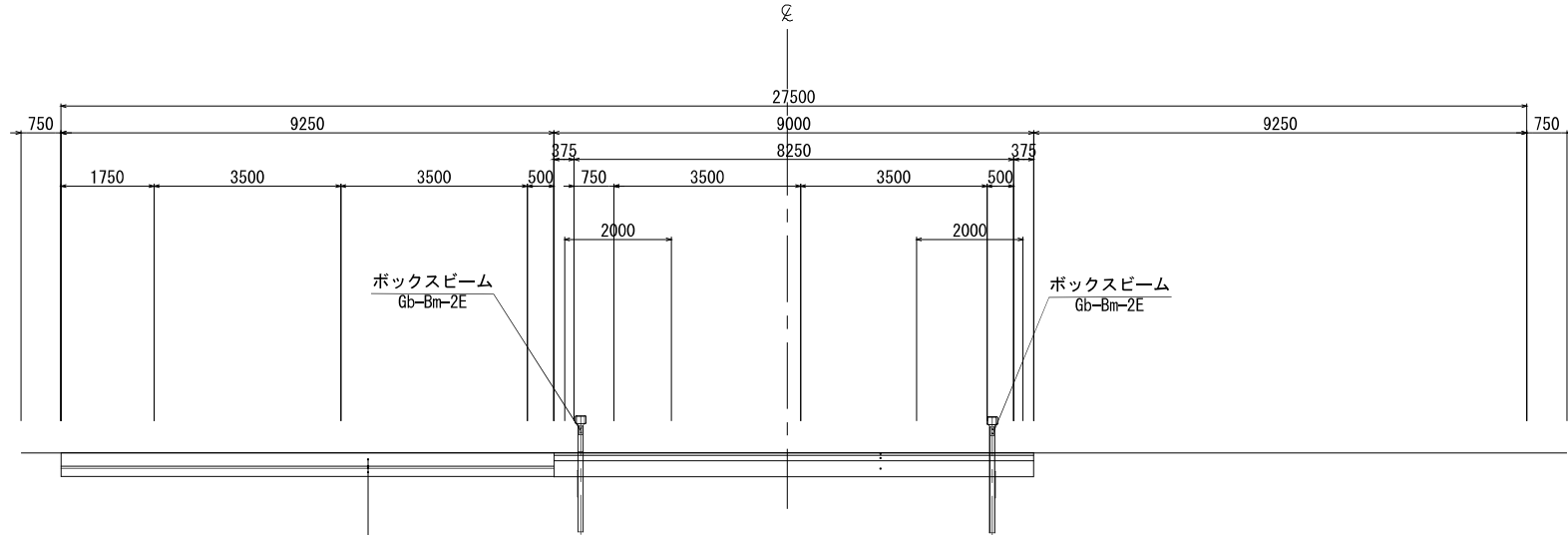
工 事 名	R7春日御国道出張所管内舗装修繕他(その3)工事		
図 面 名	平 面 図 (5) 春日部市八丁目地区		
年 月 日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	S=1:500	図面番号	7 / 16
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

標準横断図(1) S=1:50

杉戸町椿地区

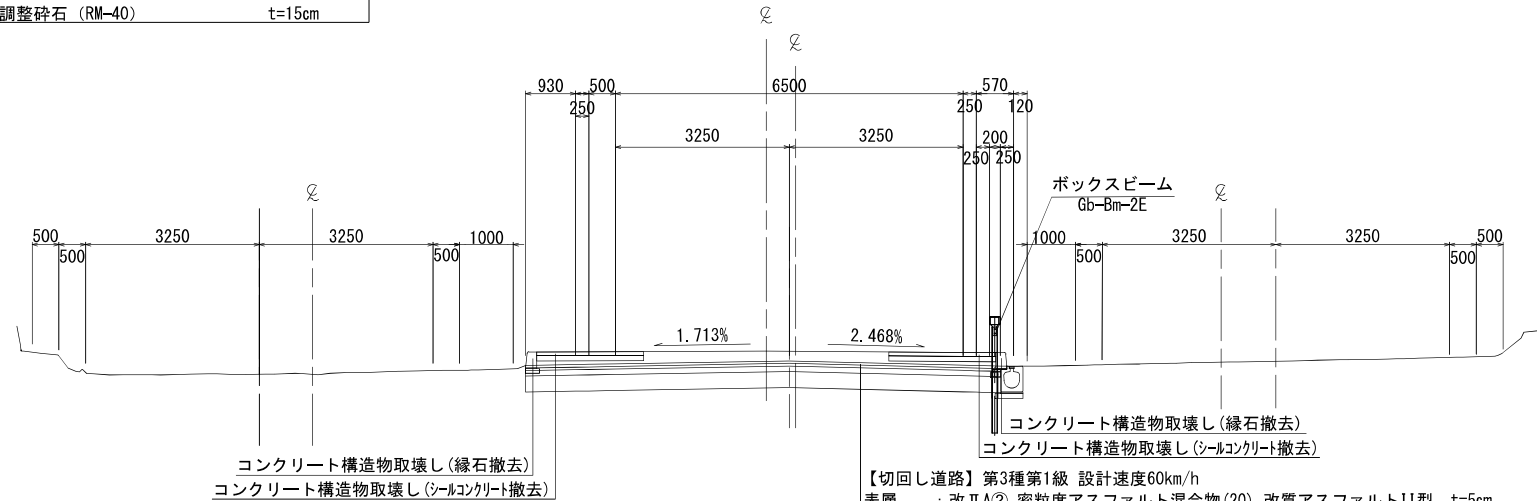
コンクリート舗装部



【本線】

表層	: 連続鉄筋コンクリート(曲げ4.5-6.5-20(高炉))	t=25cm
中間層	: RA② 再生密粒度アスファルト混合物(20)	t=4cm
	プライムコート(PK-3) 1.2L/m ²	
上層路盤	: RM40 再生粒度調整砕石(RM-40)	t=15cm

切回し道路一般部



【切回し道路】第3種第1級 設計速度60km/h

表層	: 改ⅡA② 密粒度アスファルト混合物(20) 改質アスファルトⅡ型	t=5cm
	タックコート(PK-4) 0.4L/m ²	
基層	: 改ⅡA① 粗粒度アスファルト混合物(20) 改質アスファルトⅡ型	t=5cm
	タックコート(PK-4) 0.4L/m ²	
上層路盤	: Rast 再生安定処理路盤材	t=10cm
	プライムコート(PK-3) 1.2L/m ²	
上層路盤	: RM40 粒度調整砕石(RM-40)	t=30cm
路床改良	(固化材添加量 2.88/100m ² 設計CBR 8%)	t=60cm

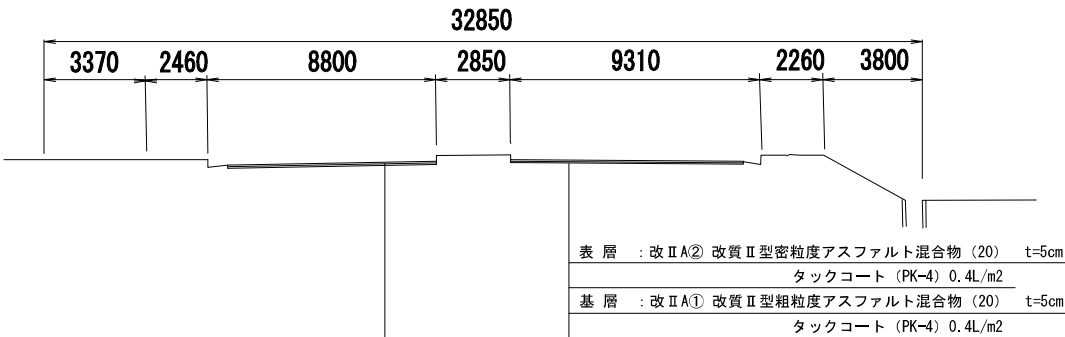
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8春日部国道出張所管内舗装修繕他工事		
図面名	標準横断図(1) 杉戸町椿地区		
作成年月日	令和8年7月	日	
縮尺	1:50	図面番号	8 / 16
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

標準横断図(2)

春日部市八丁目地区

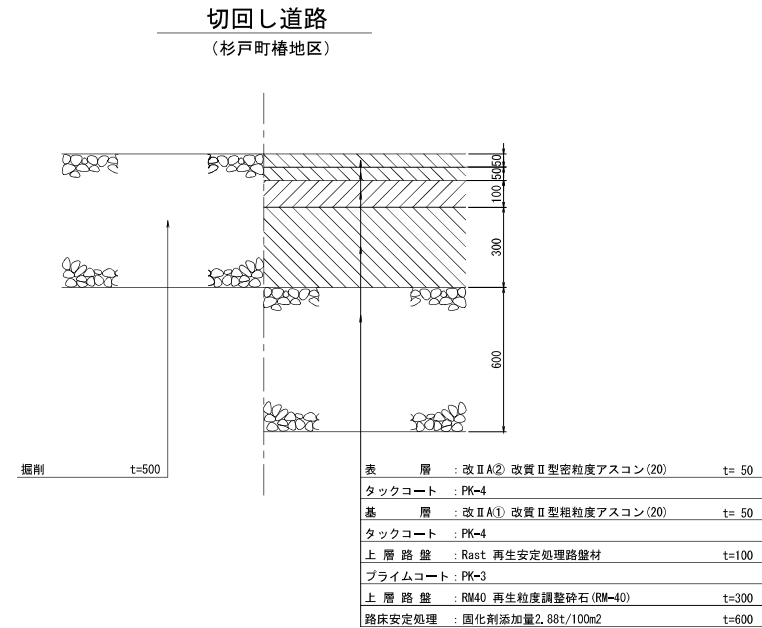
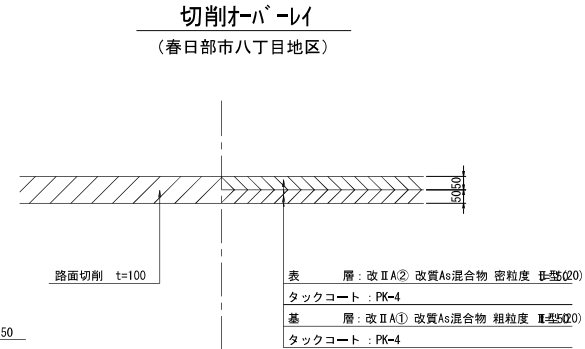
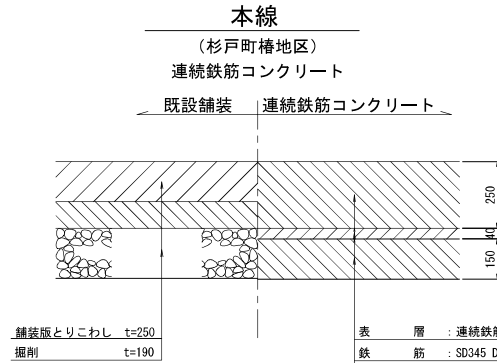
110.23kp



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7春日部国道沿道施設整備事業(その3)工事		
図面名	標準横断図(2) 春日部市八丁目地区		
作成年月日	令和 8 年 5 月	日	
縮尺	1:1000	図面番号	9 / 16
会社名			
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

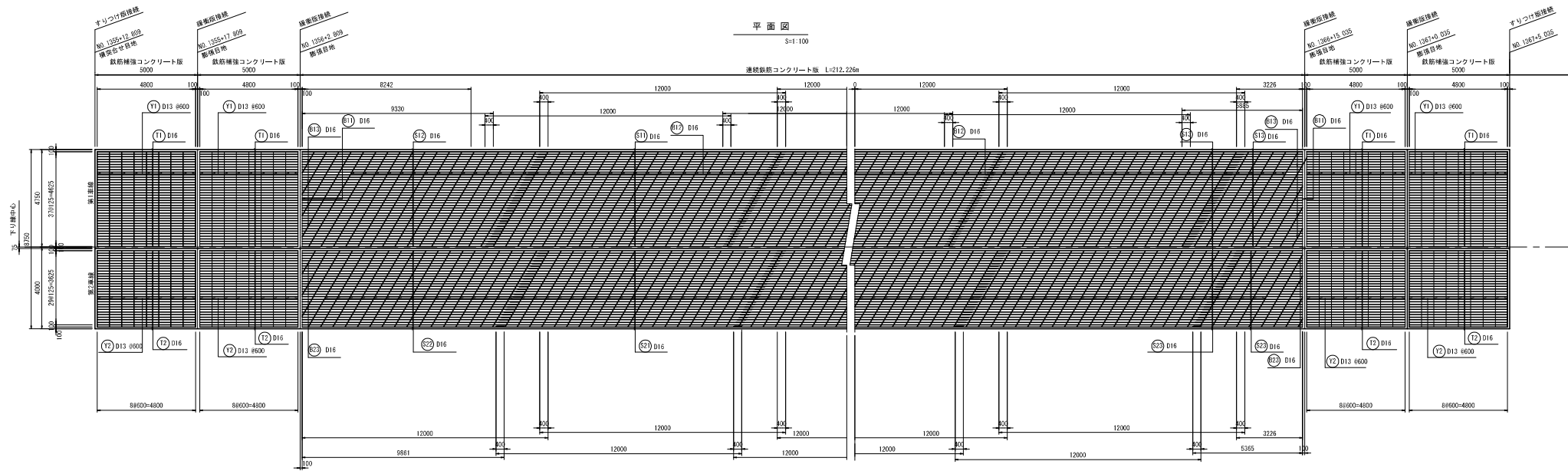
舗装構成図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

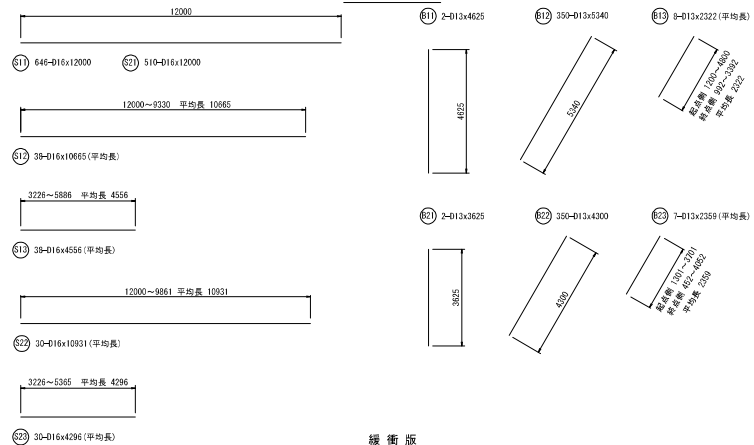
工事名	R7春日部圏道出張所管内舗装修繕他(その3)工事		
図面名	舗装構成図		
作成年月日	令和8年5月	日	
縮尺	1:10	図面番号	10 / 16
会社名			
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

コンクリート舗装構造図（１）



鉄筋図

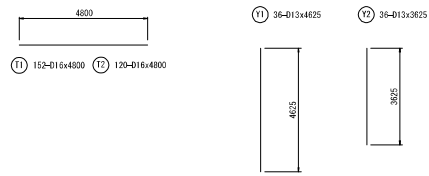
連続版



緩衝版

コンクリート舗装版 鉄筋表									
舗装版(下り) 212,226 m									
場所	番号	径	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	1本当り 重量(kg)	重量	備考	
連続版	S11	D16	12,000	646	1,560	16.72	12093	第1車線	—
	S12	D16	10,965	38	1,560	16.64	632	第1車線	—
	S13	D16	4,556	38	1,560	7.11	270	第1車線	—
	S21	D16	12,000	510	1,560	16.72	9547	第2車線	—
	S22	D16	10,931	30	1,560	17.05	512	第2車線	—
	S23	D16	4,296	30	1,560	6.70	201	第2車線	—
	B11	D13	4,625	2	0.995	4.60	9	第1車線	
	B12	D13	5,340	350	0.995	5.31	1859	第1車線	/
	B13	D13	2,322	8	0.995	2.31	16	第1車線	/
	B21	D13	3,625	2	0.995	3.61	7	第2車線	
緩衝版	B22	D13	4,300	350	0.995	5.31	1859	第2車線	/
	B23	D13	2,359	7	0.995	2.35	16	第2車線	/
	合計							27023 kg	
SB345					D16	22255 kg	10958 kg/ 延長100m当り		
SB345					D13	3768 kg	1775 kg/ 延長100m当り		

コンクリート舗装版 鉄筋表									
舗装版(下り) 20,00 m									
場所	番号	径	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	1本当り 重量(kg)	重量 (kg)	備考	
緩衝版	T1	D16	4,800	152	1,560	7.49	1138	第1車線	—
	T2	D16	4,800	130	1,560	7.49	974	第2車線	—
	Y1	D13	4,625	36	0.995	4.60	166	第1車線	
	Y2	D13	3,625	36	0.995	3.61	130	第2車線	
合計							2408 kg		
SD345				D16	2112 kg	1056 kg/ 延長10m当り			
SD345				D13	296 kg	148 kg/ 延長10m当り			



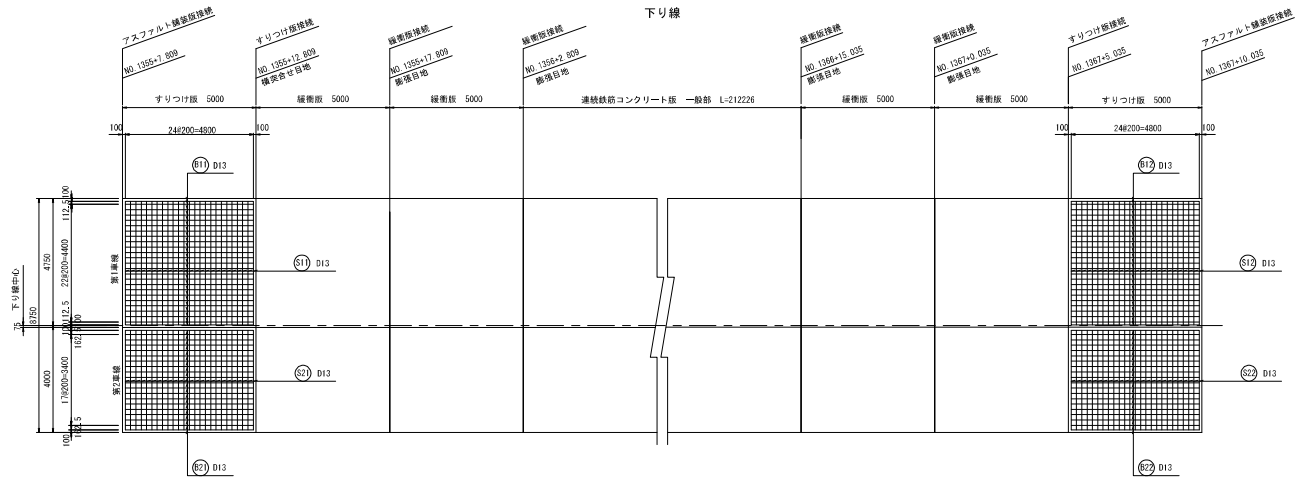
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

業 務 名	R7春日部国道沿道所管内舗装修繕工事(その3)工事		
図 面 名	コンクリート舗装構造図 (1)		
作成年月日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	11 / 16
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

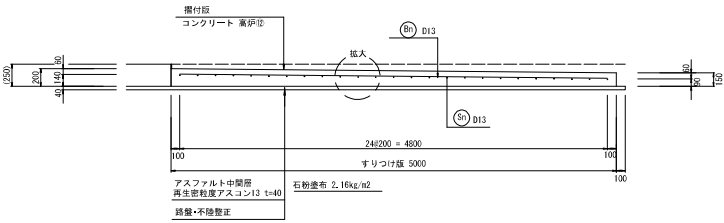
コンクリート舗装構造図（２）

STA. 316+15. 0～STA. 316+20. 0
STA. 326+20. 0～STA. 326+25. 0

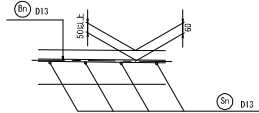
平面図
S=1:100
下り線



側面図
S=1:30

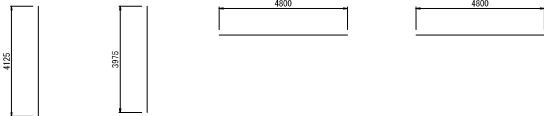


拡大図
S=1:15



鉄筋図
S=1:100

- ① 25-D13x4825 ② 25-D13x3725 ③ 25-D13x4800 ④ 25-D13x4800
⑤ 25-D13x4825 ⑥ 25-D13x3725 ⑦ 25-D13x4800 ⑧ 25-D13x4800



コンクリート舗装版 鉄筋表

場所	番号	径	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	1本当り 重量(kg)	重量 (kg)	備考
すりつけ版	S11	D13	4, 625	25	0. 995	4. 60	115	第1車線
	S12	D13	4, 625	25	0. 995	4. 60	115	第1車線
	S21	D13	3, 725	25	0. 995	3. 71	93	第2車線
	S22	D13	3, 725	25	0. 995	3. 71	93	第2車線
	B11	D13	4, 800	25	0. 995	4. 78	120	第1車線
	B12	D13	4, 800	25	0. 995	4. 78	120	第1車線
	B21	D13	4, 800	20	0. 995	4. 78	96	第2車線
	B22	D13	4, 800	20	0. 995	4. 78	96	第2車線
SD345 D13							848 kg	

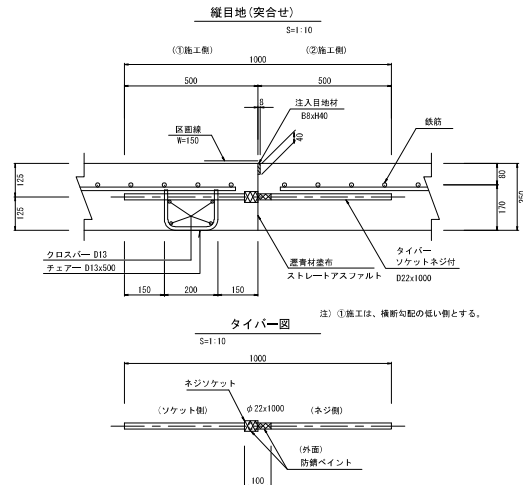
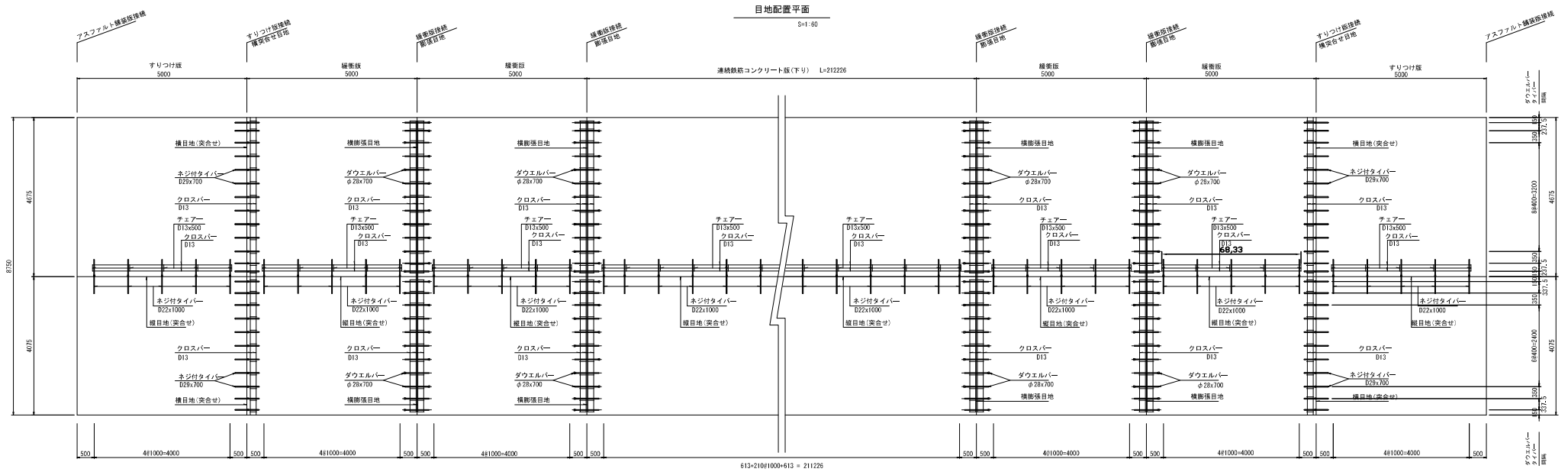
コンクリート舗装版 鉄筋表 総重量

場所	鉄筋径	鉄筋重量 (kg)	備考
連続版	SD345 D13	3, 769 kg	
	D16	23, 255 kg	
縦断版	SD345 D13	296 kg	
	D16	2, 112 kg	
すりつけ版	SD345 D13	848 kg	
総重量	SD345 D13	4, 912 kg	
	SD345 D16	25, 367 kg	
	100m2当り	0. 232 kg	
	100m2当り	1. 197 kg	

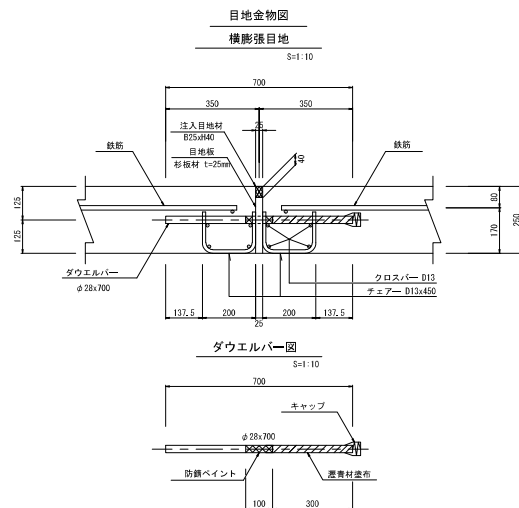
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

業 務 名	R7春日部国道沿道所管内舗装修繕工事(その3)工事		
図 面 名	コンクリート舗装構造図（２）		
作成年月日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	12 / 16
会 社 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

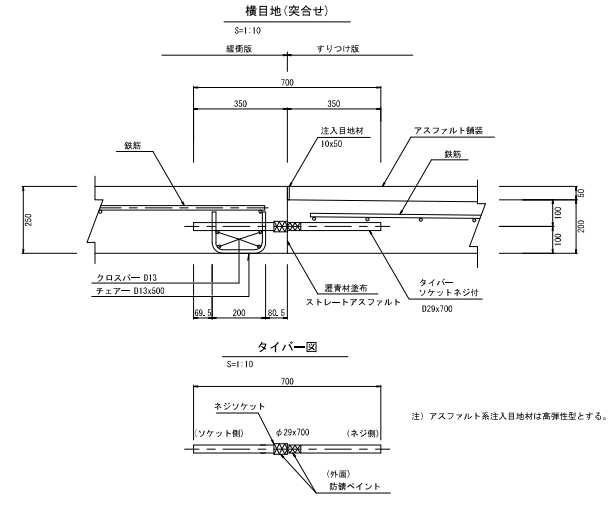
コンクリート舗装構造図 (3)



種別	規格	数量	単位	単位重量 (kg/㎡)	1本当り重量 (kg)	重量 (kg)	1000㎡当り	備考
注目地	突合	242.2	㎡	—	—	—	—	
入込目地材	φ8×40	242.2	本	1.2 (kg)	—	93.0	383,839 kg	型式：木材
タイバー	φ22×1000	211	本	2,984	2,98	628.78	871,087 本	ソケットネジ付
クロスバー	D13×4000	24	本	0,995	3,98	95.52		
クロスバー	D13×2246	4	本	0,995	2.24	9.96	3,980.415 kg	
クロスバー	D13×1000	72	本	0,995	11.94	659.68		
チェアー	D13×500	241	本	0,995	0.50	120.5	994,939 本	
	SP295	φ22			628.78 kg			
	SD345	D13			1,084.66 kg			



種類	規格	数量	単位	単位重量 (kg/m)	1本当たり重量 (kg)	重量 (kg)	1000m当り	備考
積入目的地	盛巻	35.0	m	-	-	-	-	
注目目地材	25X40	35.0	m	1.2 (g/m3)	-	42.00	1,200 kg	
	密材	35.0	m	-	-	-	25 m2	t=25mm
ダウエルバー	φ38X700	98	本	4.834	3.38	324.48	2,742.857 kg	ソケットネジ付
クロスバー	D13X3875	18	本	0.995	3.86	61.76	3,798,857 kg	
クロスバー	D13X4475	18	本	0.995	4.45	71.20		
テーパー	D13X4610	192	本	0.995	0.45	86.4	5,485,714 kg	
		SR295		φ28		324.48 kg		
		SD45		D13		219.36 kg		



種別	規格	数量	単位	単位重量 (kg/m)	1本当り重量 (kg)	重量	1000m当り (kg)	備考
掘目地 (実合せ)	数量表							
掘目地	実合せ	17.5	m	—	—	—	—	
注入目地材	10×50	17.5	m	1.2 (g/m)	—	10.50	600	kg
タイバー	φ29×700	48	本	5.185	3.63	174.24	2,742,857	kg
クロスバー	D13×3875	8	本	0.995	3.66	30.88	3,788,857	kg
クロスバー	D13×445	8	本	0.995	4.45	35.60		
チェアー	D13×500	48	本	0.995	0.50	24.00	2,742,857	kg
		SK295	φ29			174.24	kg	
		SD45	D13			90.48	kg	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

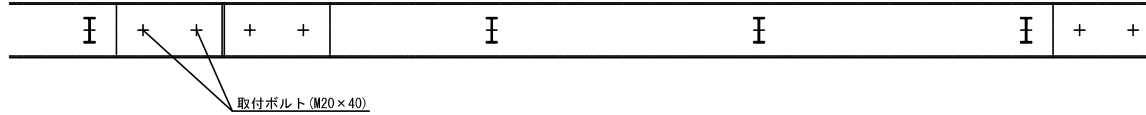
業 務 名	R7春日部国道出張所内舗装修繕工事(その3)工事		
図 面 名	コンクリート舗装構造図(3)		
作成年月日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	13 / 16
会 社 名	株式会社ソリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

構造図

路側防護柵

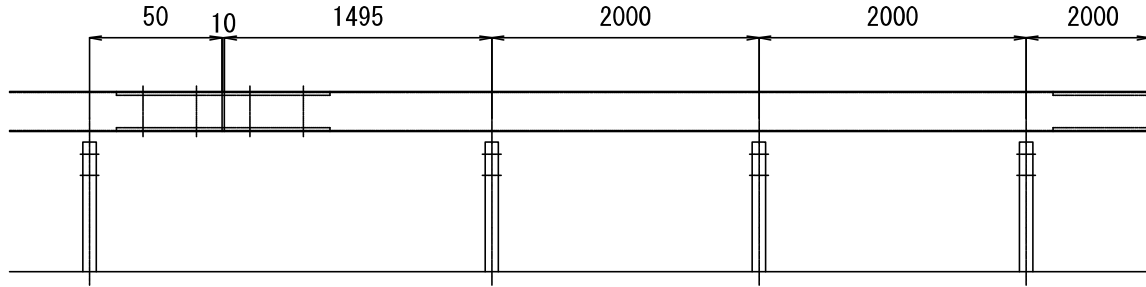
ボックスビーム (Gb-Bm-2E)
S=1:10

平面図

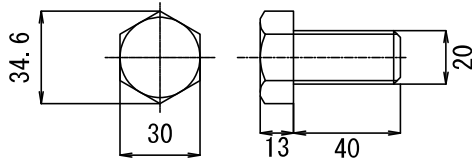


正面図

S=1:10



取付ボルト (M20×40)
S=1:1

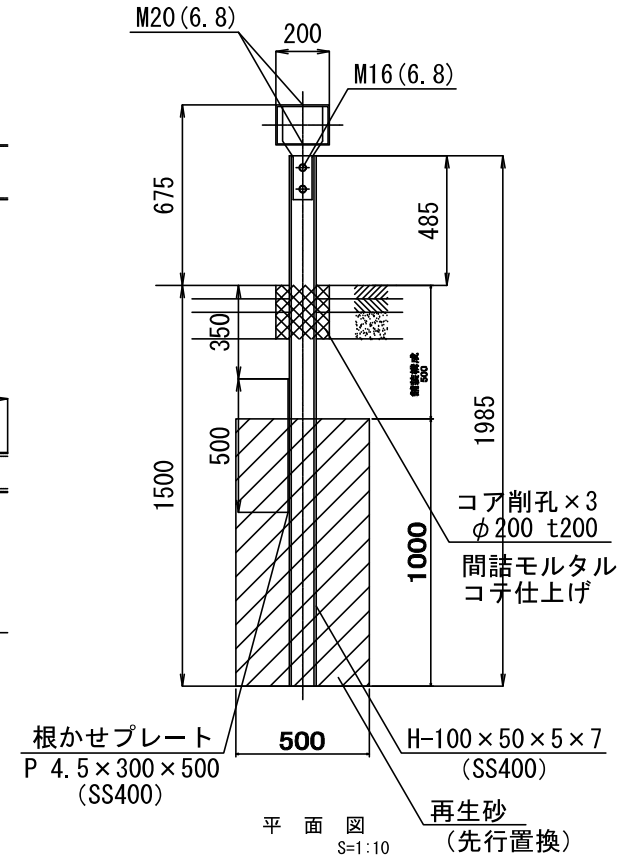


ボックスビーム 材料表 (Gb-Bm-2E) (10m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ボックスビーム	土中用	m	10.0	亜鉛メッキ
再生砂		m ³	1.5	
間詰モルタル	1:3	m ³	0.065	コテ仕上げ 0.325m ²
コア削孔	φ200 t200	本	15.0	

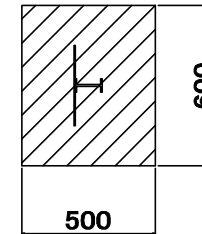
側面図

S=1:10



平面図

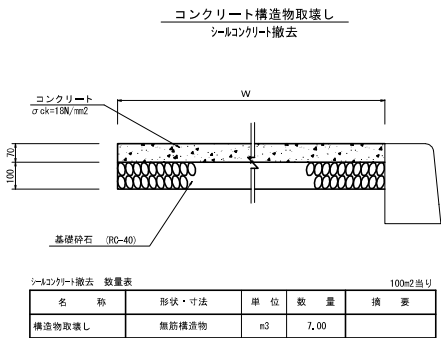
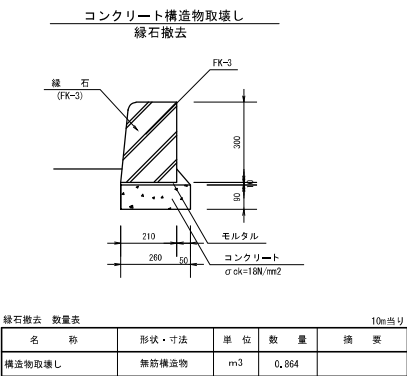
S=1:10



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7 豊田県道池田所管内線延伸(その3)工事		
図面名	構造図		
作成年月日	令和 8 年 5 月	日	
縮尺	図示	図面番号	14 / 16
会社名			
事業者名	関東地方整備局 大宮国道事務所		

構造物撤去工構造図 S=1:10



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7春日部国道沿道歩道整備事業(その3)工事		
図面名	構造物撤去工構造図		
年月日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	—	図面番号	15 / 16
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		

数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
道路修繕(杉戸町椿地区)		式	1	
道路土工		式	1	
掘削工		式	1	
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 1,000m3	m3	1,000	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,000	
整地	残土受入れ地での処理	m3	1,000	
地盤改良工		式	1	
路床安定処理工		式	1	
路床安定処理	固化剤添加量 2.88t/100m2 t=60	m2	1,220	粉塵抑制用
舗装工		式	1	
切回し道路工		式	1	
不陸整正	補足材無し	m2	1,220	
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	1,220	
上層路盤	再生安定処理路盤材 仕上り厚 100mm	m2	1,220	
基層	改質As 粗粒Ⅱ型(20)DS5000 舗装厚50mm 平均幅員3.5m	m2	1,220	
表層	改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000 舗装厚50mm 平均幅員3.5m	m2	1,220	
コンクリート舗装工		式	1	
不陸整正	補足材無し	m2	2,120	
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	2,120	
中間層	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 幅員9.25m	m2	2,120	
連続鉄筋コンクリート舗装	曲げ4.5-6.5-20(高炉) 舗装厚 250mm	m2	2,120	
防護柵工		式	1	
路側防護柵工		式	1	
ボックス・ーム	Gb-Bm-2E	m	280	
区画線工		式	1	
区画線工		式	1	
溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	560	未供用区間
溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 コンクリート舗装	m	480	未供用区間
溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	280	未供用区間
溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 コンクリート舗装	m	120	未供用区間
構造物撤去工		式	1	
構造物破壊し工		式	1	
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	90	
舗装版切断	アスファルト舗装版 舗装版厚 25cm	式	1	
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 25cm	m2	2,120	
運搬処理工		式	1	
般運搬	コンクリート般(無筋)	m3	90	
般運搬	アスファルト般	m3	530	
般処分	コンクリート般(無筋)	m3	90	
般処分	アスファルト般	m3	530	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員 A	交通誘導員 A	式	1	
交通誘導警備員 B	交通誘導員 B	式	1	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
道路修繕(春日部市八丁目地区)		式	1	
舗装工		式	1	
切削ローレイ工【夜間】		式	1	
切削ローレイ	平均切削厚10cm 二層 改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000 改質As 粗粒Ⅱ型(20)DS5000	m2	5,000	
般運搬(路面切削)	切削般	m3	500	
般処分	アスファルト般	m3	500	
区画線工		式	1	
区画線工【夜間】		式	1	
溶融式区画線 実線 W=15cm	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	1,200	
溶融式区画線 破線 W=15cm	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	700	
溶融式区画線 ゼブラ W=45cm	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	97	
溶融式区画線 矢印・記号・文字 15cm	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m	250	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員 A【夜間】	交通誘導員 A	式	1	
交通誘導警備員 B【夜間】	交通誘導員 B	式	1	

工事名	R7春日部国道沿道所管内舗装修繕工(その3)工事		
図面名	数量総括表		
年月日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	—	図面番号	16 / 16
設計会社名			
事務所名	国土交通省 大宮国道事務所		